本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0060_改 0
提出年月日	2020年11月17日

基本設計方針に関する説明資料 【第 54 条 重大事故等対処設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(共	(通項目)の基本設計方針)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		5. 設備に対する要求		
		5.1 安全設備,設計基準対象施設及び重大事故等対処		
		設備		
		5.1.2 多様性,位置的分散等		
		(1) 多重性又は多様性及び独立性		
		重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、 自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定され		
		日		
		おそれがある事象であって人為によるもの(以下「人	表現の相違	
		為事象 という。)、溢水、火災及びサポート系の故障	表元·2/10座	
		を考慮する。		
		発電所敷地で想定される自然現象として、地震、津		
		波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山	プラント固有条件の差異	
		の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選定する。	(女川は敷地に遡上する津波を考慮し	
		【54条1】	ない。)	
		自然現象の組合せについては、地震、津波、風(台		
		風), 積雪及び火山の影響を考慮する。 【54条2】	(女川は敷地に遡上する津波を考慮しない。)	
		[54 余 2]	\(\(\cdot \) \(
		人為事象として,飛来物(航空機落下),爆発,近隣	表現の相違	
		工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船		
		舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝		
		突その他のテロリズムを選定する。		
		【54条3】		
		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに		
		のいては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講		
		じることとする。		
		【54条4】		
			設計の差異	
			(女川では可搬型ホースによる経路が	
			れるため記載していない。)	
		原子炉建屋、制御建屋、緊急用電気品建屋及び緊急	表現の相違	
		時対策建屋(以下「建屋等」という。)については、地	· · · ·	
		震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止	(女川は敷地に遡上する津波を考慮し)	
		できる設計とする。	ない。)	
		【54条5】		

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	(原子炉冷却系統施設(共通項 東海第二発電所	₹日) ^の	備考
		重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を <mark>確保</mark> し、位置的分散を図ることを考慮する。 【54条6】	
		a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	表現の相違
		環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風(台風)、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。【54条8】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		常設重大事故防止設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置するとともに、地震、津波及び火災に対して、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 【54条9】 溢水に対しては、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることで、想定する溢水水位に対して同時に機能を損なうことのない設計とする。 【54条10】	(女川は敷地に遡上する津波を考慮していない。) <柏崎刈羽7号との比較> 記載方針の相違 (女川2号では,溢水に対する設計方針を記
		地震,津波,溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。 【54条11】	(女川は敷地に遡上する津波を考慮してい
		風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対して,常設重大事故防止設備は,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか,又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように,設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り,屋外に設置する。 【54条12】	(位置的分散にあたり考慮する事象の相
		落雷に対して常設代替交流電源設備は,避雷設備等により防護する設計とする。 【54条13】	
		生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

		共通項目)の基本設計方針)	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 	1佣/与
		(54条14)	
		101/1011	
		高潮に対して常設重大事故防止設備(非常用取水設	
		備を除く。) は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置	
		する。	
		【54 条 15】	
		飛来物(航空機落下)に対して常設重大事故防止設	
		備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損	
		なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的	
		分散を図り設置する。	
		【54条16】	
		常設重大事故緩和設備についても、共通要因の特性	
		を踏まえ、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的	
		分散を図る設計とする。	
		【54条17】	
		N 20 N T T WITH LIN TO THE THE N WHITH A	
		サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給 される電力,空気,油及び冷却水を考慮し,常設重大	
		事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動	
		源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ	
		場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大	
		事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り	
		異なる水源をもつ設計とする。	
		【54 条 18】	
		b. 可搬型重大事故等対処設備	
		可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備	
		等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時によって機能が提かわれておるればないよう。世帯軍用	
		にその機能が損なわれるおそれがないよう, 共通要因 の特性を踏まえ, 可能な限り多様性, 独立性, 位置的	
		分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。	
		[54 \homega 19]	
		また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、そり、	
		の他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その	女川は敷地に遡上する津波を考慮して

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(共	は通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		他のテロリズム,設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 【54条20】	ない。) 表現の相違
		環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。【54条21】	プラント固有条件の相違 (女川では重大事故等時の環境条件として、 重大事故等と重畳する自然現象を、共用期間 中に発生する規模を考慮し、竜巻の風荷重と 火山の影響は考慮不要と整理している。)
		地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋等内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。	表現の相違
		地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。 【54条23】 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。	プラント固有条件の差異 (女川は敷地に遡上する津波を考慮していない。)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

先行審査プラントの記載との比較表

較表において追記したもの(比較対象外) (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発雷所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版) 【54条24】 重大事故等対処設備に期待する機能については、溢 水影響を受けて設計基準事故対処設備等と同時に機能 を損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対し ては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散 を図り、没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位 置に設置又は保管する。 【54条25】 地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故 プラント固有条件の差異 等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大 (女川は敷地に遡上する津波を考慮してい 事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよ うに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重 大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分 散して保管する設計とする。 【54条26】 プラント固有条件の差異 風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の 影響, 生物学的事象, 森林火災, 爆発, 近隣工場等の火 (位置的分散にあたり考慮する事象の相 災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及 び電磁的障害に対して, 可搬型重大事故等対処設備は, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内 に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設 重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそ れがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含 めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防 火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とす 【54条27】 クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋 外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計 とする。 【54条28】 高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、 高潮の 影響を受けない敷地高さに保管する設計とする。 【54条29】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	(原子炉// 以新光統施設(共連 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の 衝突その他のテロリズムに対して,屋内の可搬型重大 事故等対処設備は,可能な限り設計基準事故対処設備 等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分 散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。 【54条30】	
		屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から 100m 以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から 100m 以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。【54条31】	設計の差異 (位置的分散を考慮する建物・構築物の相違。)
		サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。 【54条32】	
		c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 【54条33】	

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(共通)	貝目) の基本設計万針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
THE STATE OF THE S	ANTAL	環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風(台風)、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。【54条34】 地震に対して接続口は、「1. 地盤等」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。	
		【54条35】 地震,津波及び火災に対して接続口は,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 【54条36】 溢水に対して接続口は,想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。 【54条37】	
		地震, 津波, 溢水及び火災に対しては, 接続口は, 建 屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置に複 数箇所設置する。 【54条38】	プラント固有条件の差異 (女川は敷地に遡上する津波を考慮していない。) 表現の相違
		風(台風),竜巻,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,飛来物(航空機落下),爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して,接続口は,建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 【54条39】	プラント固有条件の差異 (位置的分散にあたり考慮する事象の 違。) 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	(原子炉冷却系統施設(共通 ¹ 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して、屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。 【54条40】	表現の相違
		高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地 高さに設置する。 【54条41】	表現の相違
		また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。 【54条42】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.1.3 悪影響防止等 (2) 共用 常設重大事故等対処設備の各機器については,2以 上の発電用原子炉施設において共用しない設計とす る。 【54条49】	
		(4) 悪影響防止	丰祖 の扣導
		重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設(他号機を含む。)内の他の設備(設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 【54条43】 他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備	表現の相違
		使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。 【54条44】	
		系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、 弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する 系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成と すること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しく は分離された状態から弁等の操作や接続により重大事 故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備 から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施 設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対 処設備として使用すること等により、他の設備に悪影	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

	(原子炉冷却糸統施設(共1	世境日)の基本収引力到り	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用	表現の相違
		時の容量に関する影響、地震、火災、溢水及び風(台	プラント固有条件の差異
		風) による他設備への悪影響については、これら波及	(女川では重大事故等時の環境条件として,
		的影響により他設備の機能を損なわないことを「5.1.4	重大事故等と重畳する自然現象を,共用期間
		容量等」及び「5.1.5 環境条件等」に示す。	中に発生する規模を考慮し、竜巻の風荷重は
		【54 条 46】	考慮不要と整理している。)
		放水砲については, 建屋への放水により, 当該設備	
		の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外	
		の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
		【54条47】	
		内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エ	
		ネルギの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速	
		回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考	
		慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発	
		生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及	
		ぼさない設計とする。	
		【54条48】	
		•	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.1.4 容量等 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等 の収束において、想定する事象及びその事象の進展等 を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、 事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の 収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 【54条50】 「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計 測範囲、作動信号の設定値等とする。	
		【54条51】 常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の 系統及び機器を使用するものについては、設計基準対 象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要と なる容量等に対して十分であることを確認した上で、 設計基準対象施設の容量等の仕様と同仕様の設計とす る。 【54条52】	
		常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の 系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計 基準対象施設の容量等を補う必要があるものについて は、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に 応じて必要となる容量等を有する設計とする。 【54条53】	
		常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。 【54条54】	
		(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故 等の収束において、想定する事象及びその事象の進展	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通頂目)の基本設計方針)

		共通項目)の基本設計方針)	NE de
参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重 大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成	
		する。	
		【54条55】	
		「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容	
		量,発電機容量,蓄電池容量,ボンベ容量,計測器の計	(伝熱容量を明確化する設備があるため
		測範囲等とする。	載している。)
		【54条56】	
		可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて	
		必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機	
		能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保す	
		ることにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のあ	
		る容量等を有する設計とする。	
		【54条 57】	
		可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用	
		することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるも	
		のは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必	
		要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計と	
		する。	
		【54条 58】	
		可搬型重大事故等対処設備のうち,原子炉建屋の外	
		から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、	
		必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セット	
		に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待	
		機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を	
		確保する。	
		【54条59】	
		また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直	
		接接続する高圧窒素ガスボンベ、主蒸気逃がし安全弁	設備名称の相違
		用可搬型蓄電池等は、必要となる容量等を有する設備	PROBLEM PROFITS OF THE PARTY OF
		を1基当たり1セットに加え、故障時のバックアップ	
		及び保守点検による待機除外時のバックアップとし	
		て、発電所全体で予備を確保する。	
		【54条60】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

上記以外の「経難な大事後を対応変施は、必要となる容量等を有する経験を1 基準に多り1 セットに加え、設備が活動を全域をし、子供を修修する。 【51 季 61】	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
る容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え, 設備の信頼度等を考慮し,予備を確保する。				
設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。				
[04 #: 61]				
			【54 条 61】	
1				

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		5.1.5 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 【54条62】		
		重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの悪影響及び原子炉冷却材の性状(原子炉冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。自然現象について、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風(台風)、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。【54条63】	プラント固有条件の差異	
		自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)及び積雪の影響を考慮する。 【54条64】 これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、「(1)環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋	(女川は敷地に遡上する津波を考慮してない。また、女川では重大事故等時の環境件として、共用期間中に発生する規模を考	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)				
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重」に示すように設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。 【54条65】		
		(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は,想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また,地震による荷重を考慮して,機能を損なわない設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。		
		原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。 【54条67】	表現の相違	
		原子炉建屋付属棟内、制御建屋内(中央制御室を含む。)、緊急用電気品建屋(地下階)内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。【54条68】	設計の差異 (重大事故等対処設備の設置場所の相違。) 表現の相違	
			プラント固有条件の相違	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通頂目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	共通項目)の基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機	備考
			(女川は,位置的分散により他の設備に対る悪影響防止を図っている。また, SA 時環境条件として, 竜巻は考慮していない。)
		インターフェイスシステム LOCA 時,使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料プール監視カメラは、使用済燃料プールに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、カメラと一体の冷却装置により冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 【54条69】	設計の差異 (使用済燃料プール監視カメラの冷却装の構造の相違。)
		屋外及び <mark>緊急用電気品建屋</mark> (地上階)の重大事故等 対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を 考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場 所又は設置場所で可能な設計とする。 【54条70】	
		また、地震、風(台風)及び積雪の影響による荷重を 考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬 型重大事故等対処設備については、地震後においても 機能及び性能を保持する設計とする。 【54条71】	(敷地に遡上する津波及び火山の影響を
			プラント固有条件の相違 (女川では竜巻は風(台風)に包含され, (台風)に対する設計方針は【54条73】 記載されている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		積雪の影響については,必要により除雪の措置を講	プラント固有条件の差異
		じることを保安規定に定めて管理する。	(女川では重大事故等時の環境条件として,
		【54条72】	共用期間中に発生する規模を考慮し,火山の
			影響は考慮不要と整理している。) 表現の相違
		屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時におい	水元*//旧歴
		て、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、	
		可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能	
		となるよう,位置的分散を考慮して可搬型重大事故等 対処設備を複数保管する設計とする。	
		【54条73】	
			10

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	(共趙頃目) (少基本設計力計)	備考
		原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。 【54条74】 【14条25】	
		安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる 流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与 える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格 で設計する。 【54 条 75】 【14 条 26】	
		(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水 を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設 及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設 計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物に ついては、腐食を考慮した設計とする。 また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備 は、海水の影響を考慮した設計とする。 【54条76】 【14条14】	表現の相違
		原則,淡水を通水するが,海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は,可能な限り淡水を優先し,海水通水を短期間とすることで,設備への海水の影響を考慮する。また,海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 【54条77】	
		(3) 電磁的障害 人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与える おそれがある事象として選定する電磁的障害に対して は、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても 電磁波により機能を損なわない設計とする。 【54条78】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	(原子炉冷却系統施設(共主 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(4) 周辺機器等からの悪影響 重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配 備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影 響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象、人為事象、火災及び 溢水による波及的影響を考慮する。 【54条79】	表現の相違 <柏崎刈羽7号との比較> 設置(変更)許可における設計方針の差異 (柏崎では地震以外の自然現象,人為事象に ついての機能維持は5.1.2 において整理し ている。)
		このうち、地震以外の自然現象及び人為事象による 波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞれ重大事故等に対処するための必要な機能 を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設 備は、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置 する。また、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準 事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備 と位置的分散を図るとともに、その機能に応じて、全 てを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管 場所に分散配置する。 【54条80】	表現の相違 プラント固有条件の差異 (女川は,位置的分散により他の設備に対す る悪影響防止を図っている。また, SA 時の 環境条件として, 竜巻は考慮していない。)
		溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。 【54条81】	
		可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、重大事故等に対処するための必要な機能を損な わないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通頂目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、その機		
		能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管すること		
		なく、複数の保管場所に分散配置する。また、屋内の		
		可搬型重大事故等対処設備は、油内包機器による地震		
		随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随		
		伴溢水の影響によりその機能を喪失しない場所に保管		
		するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、		
		地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺		
		すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤		
		支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により		
		必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。		
		【54条83】		
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			設置(変更)許可における設計方針の差 (女川2号は、重大事故等対処設備が地	
			火災による影響に対して機能を損なわ	
			設計とすることを, 「5.1.2 多様性, 位	
			分散等」において整理する。)	
			20 ID (43 (-40) CELE / 20)	
		地電による共気が会れる計算の11では「0.1		
		地震による荷重を含む耐震設計については,「2.1 地震による損傷の防止」に,火災防護については,「3.1	プラント田左冬休の美田	
		火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの		
		事象による波及的影響により重大事故等に対処するた		
		めに必要な機能を損なわない設計とする。		
		[54条82]		

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	(原于炉炉却糸統施設(共)	通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(5) 設置場所における放射線の影響 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。 【54条84】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの	
		少ない設置場所の選定,当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により,当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 【54条85】 (6) 原子炉冷却材の性状原子炉冷却材を内包する安全施設は,水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。	表現の相違
		安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から 異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。 【54条86】 【14条18】	

- 22 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)		女川原子力発電所第2号機	備考
《参与》作阿利利原于万宪电射界 (方像 (2020/ 3/ 25 柵正甲語版)	术(两分二光 电)//	5.1.6 操作性及び試験・検査性	ÜH ⊅
		(1) 操作性の確保	
		重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育	
		により、想定される重大事故等が発生した場合におい	
		ても、確実に操作でき、設置変更許可申請書「十一発	
		電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生し	
		た場合における当該事故に対処するために必要な施設	
		及び体制の整備に関する事項」ハ で考慮した要員数と	
		想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故	
		等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制,	
		管理等については, 保安規定に定めて管理する。	
		【54条90】	
		重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発	
		生した場合においても操作を確実なものとするため,	
		重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計	
		とする。	
		【54条91】	
		子上 古北 (かも (切 三 1 / 世) 1 - 1 4 / (ト フ) マ の 三 1 / 世) マ も) 1	
		重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、 十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作がで	
		一方な操作空間を確保することもに、確美な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、	
		防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用で	
		きる場所に配備する。	
		(54条92)	
		104 🖟 321	
		現場操作において工具を必要とする場合は,一般的	
		に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作	
		業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又は	
		アクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬	
		型重大事故等対処設備は、運搬、設置が確実に行える	表現の相違
		ように、人力又は車両等による運搬、移動ができると	_
		ともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出	
		し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。	
		【54条93】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	・通具目) の基本設計万針) 女川原子力発電所第2号機	備考
## 3# [Helichter 13/1/1/1/27 Per #87/1/34 + - 3/1/3/ (EAGA) 4/ SA III TE-11-814/87)	/NIP-// — /U HZ//I	現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した 設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防 止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 とする。 【54条94】	ин ^{**} J
		現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じ接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。 また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。 【54条95】	表現の相違
		想定される重大事故等において操作する重大事故等 対処設備のうち動的機器については、その作動状態の 確認が可能な設計とする。 【54条96】	
		重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 【54条97】	
		可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。高圧窒素ガスボンベ、空気ボンベ、タンクローリ等については、各々専用の接続方	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	・地頃日)の基本設計力計)	備考
		式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一することにより、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。 【54条98】	
		想定される重大事故等が発生した場合において,可 搬型重大事故等対処設備 <mark>を</mark> 移動・運搬 <mark>し</mark> ,又は他の設 備の被害状況を把握するため,発電所内の道路及び通 路が確保できるよう,以下の設計とする。 【54条99】	表現の相違
		屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 【54条100】	表現の相違
			プラント固有条件の差異 (女川は敷地に遡上する津波を考慮していない。)
		屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然事象として,地震,津波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選定する。 【54条101】	プラント固有条件の差異
		屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)				
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		複数のアクセスルートを確保する設計とする。 船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船 舶の侵入が阻害されることからアクセスルートへの影響はない。 電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受ける ことはないことからアクセスルートへの影響はない。 【54条102】	プラント固有条件の差異 (アクセスルートに影響を及ぼす事象の相 違。)	
		屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊,周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり),その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,複数のアクセスルートの中から状況を確認し,早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため,障害物を除去可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台	表現の相違プラント固有条件の相違	
		(予備1台) 保管, 使用する。 【54条 103】	(女川のアクセスルート復旧はがれき撤去 及び段差解消であることから、当該作業に適 した可搬型設備を配備する。) プラント固有条件の差異 (他構築物の減築等の改造の有無の相違。)	
		また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 【54条104】		
		津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。 【54条105】 また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷	プラント固有条件の差異 (敷地に遡上する津波を考慮しないことに よる相違。)	
		地高さにアクセスルートを確保する設計とする。 【54条106】		

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		森林火災については、通行への影響を受けない距離 にアクセスルートを確保する設計とする。 【54条107】	プラント固有条件の差異 (森林火災に対する防護方針の相違。)
		屋外アクセスルートは、人為事象のうち飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。 【54条108】	プラント固有条件の差異 (女川は凍結,森林火災,船舶の衝突に対するアクセスルート確保は別途記載している。) 表現の相違
		屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により対処する設計とする。 【54条109】	運用の相違 (女川は周辺斜面の崩壊が発生した場合で
		屋外アクセスルートは、自然現象のうち、凍結及び 積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両 については常時スタッドレスタイヤを装着することに より、並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びす べり止め舗装を施すことにより通行性を確保できる設 計とする。 【54条110】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 【54条111】	プラント固有条件の差異 (女川は敷地に遡上する津波を考慮していない。)
		屋内アクセスルートは、人為事象として選定する飛 来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物	表現の相違

- 27 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	共連項目)の基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機	備考
		を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 【54条112】	
		屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。 【54条113】	
		(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認する ため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所 の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・ 性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができ る構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた 設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を 備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少 なくする。 【54条114】	
		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、使用 前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、 保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とす る。 【54条115】 【15条3】	新検査制度施行に伴う検査名称の適正化に
		重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。 【54条116】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等	
		対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼ	
		す場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施	
		可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた	
		系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検	
		査ができる設計とする。	
		【54条117】	
		代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適	
		切な定期試験及び検査が可能な設計とする。	
		【54条118】	
		構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な	
		設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)	
		が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化	
		対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放	
		が不要なものについては外観の確認が可能な設計とす	
		S.	
		【54条119】	
		[01 W 119]	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備又は残留 熱除去設備のうち、サプレッションチェンバのプール 水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器 内の圧力及び温度並びに、原子炉 冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去 設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月27日原子力 安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、 設計基準事故時又は重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を 有する設計とする。 【54条87】 【32条3】	記載方針の相違 記載方針の相違 (残留熱除去系のポンプを非常用炉心冷却 系として使用するが、要目表上、残留熱除去 設備としているため、「残留熱除去設備」を 記載している。) 表現の相違
		非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、 復水貯蔵タンク、ほう酸水注入系貯蔵タンク、淡水貯水槽(No. 1)、淡水貯水槽(No. 2)又は海を水源として 原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、 復水貯蔵タンク、ほう酸水注入系貯蔵タンク、淡水貯水槽(No. 1)、淡水貯水槽(No. 2)又は海の圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条88】 【32条4】	記載方針の相違 (女川では復水貯蔵タンクを SA 時にも水源 として使用するため、DB と SA に対する有効 吸込水頭に関する設計方針をまとめて記載 していることから、文章構成が相違してい る。) 設備名称の相違 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.2 原子炉格納容器下部注水系	設備名称の相違
		(1) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水	表現の相違
		原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを 水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポン プは、復水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定さ	
		れる最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条89】	
		(2) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。【54条87】	(女川は原子炉格納容器下部注水系(常設)
		(3) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子 炉格納容器下部への注水	表現の相違
		原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽(No.1), 淡水貯水槽(No.2) <mark>又は海</mark> を水源として原子炉格納容 器冷却のために運転するポンプは,淡水貯水槽(No.1)。 淡水貯水槽(No.2) <mark>又は海</mark> の圧力及び温度により,想定 される最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機 能する能力を有する設計とする。 【54条89】	設備名称の相違表現の相違

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	設備名称の相違
		(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による代替格納容器スプレイ	表現の相違
		原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、復水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条89】	
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ 原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽(No.1), 淡水貯水槽(No.2) <mark>又は海を水源として原子炉格納容器冷却のために運転する</mark> ポンプは,淡水貯水槽(No.1), 淡水貯水槽(No.2) <mark>又は海</mark> の圧力及び温度により,想定される最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条89】	表現の相違 設備名称の相違 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

較表において追記したもの(比較対象外) プロリコロ・ロー・ファロー・マンドロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ				
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) (1) 系統構成 原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条87】	設備名称の相違 記載方針の相違 設備名称の相違 表現の相違 (設計基準事故対処設備のポンプとしての 設計方針は,原子炉冷却系統施設(個別項目) 「4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード」に 記載している。)	
		3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード) (1) 系統構成 原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12 原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条87】	記載方針の相違 (サプレッションプール水冷却モードとし て運転する残留熱除去系ポンプの有効吸込 水頭に関する設計方針について明記してい る。)	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第54条 重大事故等対処設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜半車位しの特に主

		要求事項と	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(重大事故等対処設備)		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
		(3) その他の主要な構造			
第五十四条 重大事故等対処設備		(i) 本発電用原子炉施設は, (1)			
は、次に定めるところによらなけ		耐震構造,(2)耐津波構造に加え,			
ればならない。		以下の基本的方針のもとに安全			
		設計を行う。			
一 想定される重大事故等が発		b. 重大事故等対処施設(発電用			
生した場合における温度、放射		原子炉施設への人の不法な侵入			
線、荷重その他の使用条件におい		等の防止, 中央制御室, 監視測定			
て、重大事故等に対処するために		設備,緊急時対策所及び通信連絡			
必要な機能を有効に発揮するこ		を行うために必要な設備は, a.			
と。⑤		設計基準対象施設に記載)	1.1.7 重大事故等対処設備に関		
		(a) 重大事故等の拡大の防止等	する基本方針		
二 想定される重大事故等が発		発電用原子炉施設は,重大事故	発電用原子炉施設は,重大事故		
生した場合において確実に操作		に至るおそれがある事故が発生	に至るおそれがある事故が発生		
できること。⑥		した場合において, 炉心, 使用済	した場合において, 炉心, 使用済		
		燃料プール内の燃料体等及び運	燃料貯蔵槽(使用済燃料貯蔵プー		
三 健全性及び能力を確認する		転停止中原子炉内の燃料体の著	ル)(以下「使用済燃料プール」		
ため、発電用原子炉の運転中又は		しい損傷を防止するために必要	という。) 内の燃料体等及び運転		
停止中に必要な箇所の保守点検		な措置を講じる設計とする。	停止中における原子炉の燃料体		
(試験及び検査を含む。) ができ		また, 重大事故が発生した場合	の著しい損傷を防止するために,		
ること。⑦		において,原子炉格納容器の破損	また,重大事故が発生した場合に		
		及び発電用原子炉施設外への放	おいても,原子炉格納容器の破損		
四 本来の用途以外の用途とし		射性物質の異常な水準の放出を	及び発電所外への放射性物質の		
て重大事故等に対処するために		防止するために必要な措置を講	異常な放出を防止するために,重		
使用する設備にあっては、通常時		じる設計とする。	大事故等対処設備を設ける。		
に使用する系統から速やかに切		1	これらの設備については,当該設		
り替えられる機能を備えること。			備が機能を発揮するために必要		
6			な系統(水源から注入先まで,流		
			路を含む。)までを含むものとす		
五 工場等内の他の設備に対し			る。		
て悪影響を及ぼさないこと。②			また,設計基準対象施設のう		
			ち, 想定される重大事故等時にそ		
六 想定される重大事故等が発			の機能を期待するものは, 重大事		
生した場合において重大事故等			故等時に設計基準対象施設とし		
対処設備の操作及び復旧作業を			ての機能を期待する重大事故等		
行うことができるよう、放射線量			対処設備(以下「重大事故等対処		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
が高くなるおそれが少ない設置			設備(設計基準拡張)」という。)			
場所の選定、設置場所への遮蔽物			と位置づける。			
の設置その他の適切な措置を講			重大事故等対処設備は,常設のも			
ずること。 <u>⑤</u>			のと可搬型のものがあり,以下の			
			とおり分類する。			
			♦			
2 常設重大事故等対処設備は,			(1) 常設重大事故等対処設備			
前項の規定によるほか、次に定め			重大事故等対処設備のうち常			
るところによらなければならな			設のもの			
V.			a. 常設重大事故防止設備			
			重大事故に至るおそれがある			
一 想定される重大事故等の収束			事故が発生した場合であって,設			
に必要な容量を有すること。④			計基準事故対処設備の安全機能			
			又は使用済燃料プールの冷却機			
二 二以上の発電用原子炉施設に			能若しくは注水機能が喪失した			
おいて共用しないこと。ただし、			場合において,その喪失した機能			
二以上の発電用原子炉施設と共			(重大事故に至るおそれがある			
用することによって当該二以上			事故に対処するために必要な機			
の発電用原子炉施設の安全性が			能に限る。)を代替することによ			
向上する場合であって、同一の工			り重大事故の発生を防止する機			
場等内の他の発電用原子炉施設			能を有する設備(重大事故防止設			
に対して悪影響を及ぼさない場			備)のうち、常設のもの◆			
合は、この限りでない。3			b. 常設耐震重要重大事故防止設			
			備			
三 常設重大事故防止設備には、			常設重大事故防止設備であっ			
共通要因(設置許可基準規則第二			て, 耐震重要施設に属する設計基			
条第二項第十八号に規定する共			準事故対処設備が有する機能を			
通要因をいう。以下同じ。) によ			代替するもの◆			
って設計基準事故対処設備の安			c. 常設重大事故緩和設備			
全機能と同時にその機能が損な			重大事故等対処設備のうち,重			
われるおそれがないよう、適切な			大事故が発生した場合において,			
措置を講ずること。①			当該重大事故の拡大を防止し,又			
			はその影響を緩和するための機			
			能を有する設備(重大事故緩和設			
3 可搬型重大事故等対処設備			備)のうち、常設のもの◆			
に関しては、第一項の規定による			d. 常設重大事故防止設備(設計			
ほか、次に定めるところによらな			基準拡張)			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

再半車位) の特はま

		要求事功	項との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ければならない。			設計基準対象施設のうち,重大		
一 想定される重大事故等の収			事故等時に機能を期待する設備		
束に必要な容量に加え、十分に余			であって,重大事故の発生を防止		
裕のある容量を有すること。4			する機能を有する上記 a . 以外の		
			常設のもの◆		
二 常設設備(発電用原子炉施設			e. 常設重大事故緩和設備(設計		
と接続されている設備又は短時			基準拡張)		
間に発電用原子炉施設と接続す			設計基準対象施設のうち,重大		
ることができる常設の設備をい			事故等時に機能を期待する設備		
う。以下同じ。) と接続するもの			であって,重大事故の拡大を防止		
にあっては、当該常設設備と容易			し、又はその影響を緩和するため		
かつ確実に接続することができ、			の機能を有する上記 c. 以外の常		
かつ、二以上の系統又は発電用原			設のもの◆		
子炉施設が相互に使用すること			f. 常設重大事故等対処設備のう		
ができるよう、接続部の規格の統			ち防止でも緩和でもない設備		
ーその他の適切な措置を講ずる			常設重大事故等対処設備のう		
こと。⑥			ち, 上記a., b., c., d., e.		
			以外の常設設備で,防止又は緩和		
三 常設設備と接続するものに			の機能がないもの①		
あっては、共通要因によって接続					
することができなくなることを			(2) 可搬型重大事故等対処設備		
防止するため、可搬型重大事故等			重大事故等対処設備のうち可		
対処設備(原子炉建屋の外から水			搬型のもの		
又は電力を供給するものに限			a. 可搬型重大事故防止設備		
る。) の接続口をそれぞれ互いに			重大事故防止設備のうち可搬		
異なる複数の場所に設けること。			型のもの①		
1			b. 可搬型重大事故緩和設備		
			重大事故緩和設備のうち可搬		
四 想定される重大事故等が発			型のもの①		
生した場合において可搬型重大			c. 可搬型重大事故等対処設備の		
事故等対処設備を設置場所に据			うち防止でも緩和でもない設備		
え付け、及び常設設備と接続する			可搬型重大事故等対処設備の		
ことができるよう、放射線量が高			うち,上記 a., b.以外の可搬		
くなるおそれが少ない設置場所			型設備で、防止又は緩和の機能が		
の選定、設置場所への遮蔽物の設			ないもの(1)		
置その他の適切な措置を講ずる					
こと。 ⑤			主要な重大事故等対処設備の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考		
1文州 基 平 / 元 月 1	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	· VIII 45		
			設備種別及び設備分類を第				
五 地震、津波その他の自然現象			1.1.7-1表に示す。 🗘				
又は故意による大型航空機の衝			常設重大事故防止設備及び可				
突その他のテロリズムによる影			搬型重大事故防止設備について				
響、設計基準事故対処設備及び重			は,当該設備が機能を代替する設				
大事故等対処設備の配置その他			計基準対象施設とその耐震重要				
の条件を考慮した上で常設重大			度分類を併せて示す。				
事故等対処設備と異なる保管場			また,主要な重大事故等対処設				
所に保管すること。①			備の設置場所及び保管場所を第				
			1.1.7-1 図から第 1.1.7-16 図				
六 想定される重大事故等が発			に示す。				
生した場合において可搬型重大							
事故等対処設備を運搬し、又は他							
の設備の被害状況を把握するた		(c) 重大事故等対処設備	1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪				
め、工場等内の道路及び通路が確	5.1.2 多様性,位置的分散等	(c-1) <u>多様性, 位置的分散</u> , 悪影	影響防止等	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
保できるよう、適切な措置を講ず	(1) 多重性又は多様性及び独立	響防止等	(1) 多様性, 位置的分散	いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等		
ること。⑥	性	(c-1-1) 多様性,位置的分散	共通要因としては,環境条件,				
	重大事故等対処設備は,共通要	共通要因としては,環境条件,	自然現象,発電所敷地又はその周				
七 重大事故防止設備のうち可	因として,環境条件,自然現象,	自然現象,発電所敷地又はその周	辺において想定される発電用原				
搬型のものには、共通要因によっ	発電所敷地又はその周辺におい	辺において想定される発電用原	子炉施設の安全性を損なわせる				
て、設計基準事故対処設備の安全	て想定される発電用原子炉施設	子炉施設の安全性を損なわせる	原因となるおそれがある事象で				
機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機	の安全性を損なわせる原因とな	原因となるおそれがある事象で	あって人為によるもの(人為事				
能若しくは注水機能又は常設重	るおそれがある事象であって人	あって人為によるもの(人為事	象), 溢水, 火災及びサポート系				
大事故防止設備の重大事故に至	為によるもの(以下「人為事象」	象), 溢水, 火災及びサポート系	の故障を考慮する。				
るおそれがある事故に対処する	という。), 溢水, 火災及びサポー	の故障を考慮する。	発電所敷地で想定される自然				
ために必要な機能と同時にその	ト系の故障を考慮する。	発電所敷地で想定される自然	現象については、網羅的に抽出す				
機能が損なわれるおそれがない	発電所敷地で想定される自然	現象として, 地震, 津波, 洪水,	るために,地震,津波に加え,発				
よう、適切な措置を講ずること。	現象として,地震,津波,風(台	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積	電所敷地及びその周辺での発生				
1	風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落	<u>雪, 落雷,</u> 地滑り, <mark>2 火山の影響,</mark>	実績の有無に関わらず, 国内外の				
	雷,火山の影響,生物学的事象,	生物学的事象,森林火災及び高潮	基準や文献等に基づき収集した				
【解釈】	森林火災及び高潮を選定する。	を選定する。	洪水,風(台風),竜巻,凍結,降				
1 第1項から第3項までに規	①a 【54条1】	①a	水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の				
定する「想定される重大事故等」			影響, 生物学的事象, 森林火災等				
とは、設置許可基準規則解釈第3			の事象を考慮する。 ② (①a 重複)				
7条において想定する事故シー			これらの事象のうち,発電所敷				
ケンスグループ(炉心の著しい損			地及びその周辺での発生の可能				
傷後の原子炉格納容器の機能に			性,重大事故等対処設備への影響				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
期待できるものにあっては、計画			度, 事象進展速度や事象進展に対				
された対策が想定するもの。)、想			する時間余裕の観点から,重大事				
定する格納容器破損モード、使用			故等対処設備に影響を与えるお				
済燃料貯蔵槽内における想定事			それがある事象として,地震,津				
故及び想定する運転停止中事故			波,洪水,風(台風),竜巻,凍				
シーケンスグループをいう。45			結,降水,積雪,落雷,地滑り,				
6			火山の影響, 生物学的事象, 森林				
			火災及び高潮を選定する。また,				
【解釈】			設計基準事故対処設備並びに使				
2 第1項第3号の規定の適用に			用済燃料プールの冷却設備及び				
当たっては、第15条第2項の解			注水設備(以下「設計基準事故対				
釈に準ずるものとする。⑦			処設備等」という。)と重大事故				
【第15条第2項の解釈】			等対処設備に対する共通要因と				
1 第2項に規定する「保守点検			しては、地震、津波、洪水、風(台				
(試験及び検査を含む。) ができ			風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落				
るよう、施設しなければならな			雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学				
い/とは、発電用原子炉施設が所			的事象,森林火災及び高潮を選定				
要の性能を確認するために必要			する。②(①a 重複)				
な保守及び点検が可能な構造で			, 10 (12 22)				
あり、かつ、そのために必要な配							
置、空間等を備えたものであるこ	自然現象の組合せについては、	自然現象の組合せについては、	自然現象の組合せについては、		原子炉冷却系統施設(共通)		
<i>≿.</i>	地震, 津波, 風(台風), 積雪及び	地震, 津波, 風(台風), 積雪及び	地震, 津波, 風(台風), 積雪及び		5.1.2 多様性, 位置的分散等		
また、試験及び検査には、原子炉	火山の影響を考慮する。	火山の影響を考慮する。(1)b	火山の影響を考慮する。②(①b				
等規制法第43条の3の11(使	①b 【54条2】		重複)				
用前検査)、同法第43条の3の		発電所敷地又はその周辺にお	発電所敷地又はその周辺にお				
13 (溶接安全管理検査)、同法	人為事象として, 飛来物(航空	いて想定される発電用原子炉施	いて想定される発電用原子炉施	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上		
第43条の3の15(施設定期検	機落下), 爆発, 近隣工場等の火	設の安全性を損なわせる原因と	設の安全性を損なわせる原因と	いによる差異あり			
査)及び同法第43条の3の16	災,危険物を搭載した車両,有毒	なるおそれがある事象であって	なるおそれがある事象であって	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
(定期安全管理検査)に規定する	ガス、船舶の衝突、電磁的障害及	人為によるものとして,飛来物	人為によるものについては、網羅				
検査並びに技術基準規則第21	び故意による大型航空機の衝突	(航空機落下), ダムの崩壊, 2	的に抽出するために、発電所敷地				
条、同規則第32条第4項、同規	その他のテロリズムを選定する。	爆発,近隣工場等の火災,有毒ガ	及びその周辺での発生実績の有				
則第35条第7号、同規則第44	①c 【54条3】	ス, 船舶の衝突, 電磁的障害及び	無に関わらず、国内外の基準や文				
条第1号八、同条第2号本及び同		故意による大型航空機の衝突そ	献等に基づき収集した飛来物(航				
条第5号ロに規定する試験を含		の他のテロリズムを選定する。①	空機落下等),ダムの崩壊,爆発,				
t. 7		c	近隣工場等の火災、有毒ガス、船				
			舶の衝突、電磁的障害、故意によ				
【解釈】			る大型航空機の衝突その他のテ				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
3 第1項第5号に規定する「他			ロリズム等の事象を考慮する。こ				
の設備」とは、設計基準対象施設			れらの事象のうち,発電所敷地及				
だけでなく、当該重大事故等対処			びその周辺での発生の可能性,重				
設備以外の重大事故等対処設備			大事故等対処設備への影響度,事				
も含む。			象進展速度や事象進展に対する				
2			時間余裕の観点から,重大事故等				
【解釈】			対処設備に影響を与えるおそれ				
4 第2項第3号及び第3項第7			がある事象として, 飛来物(航空				
号に規定する「適切な措置を講ず			機落下), ダムの崩壊, 爆発, 近				
ること」とは、共通要因の特性を			隣工場等の火災, 有毒ガス, 船舶				
踏まえ、可能な限り多様性を考慮			の衝突,電磁的障害及び故意によ				
<i>することをいう。</i> ①			る大型航空機の衝突その他のテ				
			ロリズムを選定する。また,設計				
【解釈】			基準事故対処設備等と重大事故				
5 第3項第1号について、可搬			等対処設備に対する共通要因と				
型重大事故等対処設備の容量は、			しては,飛来物(航空機落下),				
次によること。④			ダムの崩壊, 爆発, 近隣工場等の				
(a) 可搬型重大事故等対処設備			火災, 有毒ガス, 船舶の衝突, 電				
のうち、可搬型代替電源設備及び			磁的障害及び故意による大型航				
可搬型注水設備(原子炉建屋の外			空機の衝突その他のテロリズム				
から水又は電力を供給するもの			を選定する。				
に限る。) にあっては、必要な容			②(①c 重複)				
量を賄うことができる可搬型重	故意による大型航空機の衝突	<u>故意による大型航空機の衝突</u>	故意による大型航空機の衝突		原子炉冷却系統施設(共通)		
大事故等対処設備を1基あたり	その他のテロリズムについては、	その他のテロリズムについては,	その他のテロリズムについては,		5.1.2 多様性,位置的分散等		
2セット以上を持つこと。	可搬型重大事故等対処設備によ	可搬型重大事故等対処設備によ	可搬型重大事故等対処設備によ				
これに加え、故障時のバックアッ	る対策を講じることとする。	<u>る対策を講じることとする。</u> ①d	る対策を講じることとする。②				
プ及び保守点検による待機除外	①d 【54 条 4】		(①d 重複)				
時のバックアップを工場等全体							
で確保する。							
(b) 可搬型重大事故等対処設備							
のうち、可搬型直流電源設備等で							
あって負荷に直接接続するもの							
にあっては、1負荷当たり1セッ							
トに、工場等全体で故障時のバッ							
クアップ及び保守点検による待	原子炉建屋,制御建屋,緊急用	主要な重大事故等対処施設で	主要な重大事故等対処施設で	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上		
機除外時のバックアップを加え	電気品建屋及び緊急時対策建屋	ある原子炉建屋,制御建屋,緊急	ある原子炉建屋,制御建屋,緊急	いによる差異あり			
た容量を持つこと。	(以下「建屋等」という。) につ	用電気品建屋及び緊急時対策建	用電気品建屋及び緊急時対策建				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項と	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(c) 「必要な容量」とは、当該原	いては、地震、津波、火災及び外	屋(以下「建屋等」という。) につ	屋(以下「建屋等」という。) につ		
子炉において想定する重大事故	部からの衝撃による損傷を防止	いては,地震,津波,火災及び外	いては、地震、津波、火災及び外		
等において、炉心損傷防止及び格	できる設計とする。	部からの衝撃による損傷を防止	部からの衝撃による損傷を防止		
納容器破損防止等のために有効	①e 【54条5】	<u>できる設計とする。</u> ①e	できる設計とする。 ② (①e 重複)		
に必要な機能を果たすことがで					
きる容量をいう。					
	重大事故緩和設備についても、	重大事故緩和設備についても,	重大事故緩和設備についても、	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	共通要因の特性を踏まえ, 可能な	共通要因の特性を踏まえ, 可能な	共通要因の特性を踏まえ,可能な	いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等
【解釈】	限り多様性を <mark>確保</mark> し,位置的分散	限り多様性を有し,位置的分散を	限り多様性を有し,位置的分散を		
6 第3項第3号について、複数	を図ることを考慮する。	図ることを考慮する。 ①f	図ることを考慮する。��(①f 重		
の機能で一つの接続口を使用す	①f 【54条6】		複)		
る場合は、それぞれの機能に必要					
な容量(同時に使用する可能性が					
ある場合は、合計の容量)を確保	a. 常設重大事故等対処設備	(c-1-1-1) <u>常設重大事故等対処</u>	a. 常設重大事故等対処設備	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
することができるように接続口	常設重大事故防止設備は,設計	<u>設備</u>		いによる差異あり	
を設けること。①	基準事故対処設備並びに使用済	常設重大事故防止設備は, 設計	常設重大事故防止設備は,設計		
	燃料プールの冷却設備及び注水	基準事故対処設備等の安全機能	基準事故対処設備等の安全機能		
【解釈】	設備(以下「設計基準事故対処設	と共通要因によって同時にその	と共通要因によって同時にその		
7 第3項第5号について、可搬	備等」という。)の安全機能と共	機能が損なわれるおそれがない	機能が損なわれるおそれがない		
型重大事故等対処設備の保管場	通要因によって同時にその機能	よう, 共通要因の特性を踏まえ,	よう, 共通要因の特性を踏まえ,		
所は、故意による大型航空機の衝	が損なわれるおそれがないよう,	可能な限り多様性,独立性,位置	可能な限り多様性,独立性,位置		
突も考慮すること。例えば原子炉	共通要因の特性を踏まえ,可能な	的分散を考慮して適切な措置を	的分散を考慮して適切な措置を		
建屋から100m 以上離隔をとり、	限り多様性, 独立性, 位置的分散	講じる設計とする。ただし,常設	講じる設計とする。ただし,常設		
原子炉建屋と同時に影響を受け	を考慮して適切な措置を講じる	重大事故防止設備のうち,計装設	重大事故防止設備のうち,計装設		
ないこと。又は、故意による大型	設計とする。ただし,常設重大事	<u>備について,</u> 重要代替監視パラメ	備について,重要代替監視パラメ		
航空機の衝突に対して頑健性を	故防止設備のうち,計装設備につ	ータ(当該パラメータの他チャン	ータ(当該パラメータの他チャン		
有すること。①	いて,重大事故等に対処するため	ネルの計器を除く。) による推定	ネルの計器を除く。) による推定		
	に監視することが必要なパラメ	は, 重要監視 <u>パラメータと異なる</u>	は, 重要監視パラメータと異なる		
	ータの計測が困難となった場合	物理量又は測定原理とする等,重	物理量又は測定原理とする等,重		
	に当該パラメータを推定するた	要監視パラメータに対して可能	要監視パラメータに対して可能		
	めに必要なパラメータは,異なる	な限り多様性を有する方法によ	な限り多様性を有する方法によ		
	物理量又は測定原理とする等,重	り計測できる設計とする。重要代	り計測できる設計とする。重要代		
	大事故等に対処するために監視	替監視パラメータは重要監視パ	替監視パラメータは重要監視パ		
	することが必要なパラメータに	ラメータと <u>可能な限り位置的分</u>	ラメータと可能な限り位置的分		
	対して可能な限り多様性を有す	<u>散を図る設計とする。</u> ①g	散を図る設計とする。②(①g 重		
	る方法により計測できる設計と		複)		
	するとともに, 可能な限り位置的				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

			との対比表	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	分散を図る設計とする。				
	①g 【54条7】				①g 引用元:P7
	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等
	おける温度,放射線,荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ		
	の他の使用条件において,常設重	の他の使用条件において,常設重	の他の使用条件において,常設重		
	大事故防止設備がその機能を確	大事故防止設備がその機能を確	大事故防止設備がその機能を確		
	実に発揮できる設計とする。重大	実に発揮できる設計とする。重大	実に発揮できる設計とする。重大		
	事故等時の環境条件における健	事故等時の環境条件における健	事故等時の環境条件における健		
	全性については「5.1.5 環境条	<u>全性については「ロ(3)(i)b.</u>	全性については「1.1.7.3 環境条		
	件等」に基づく設計とする。風(台	(c-3) <u>環境条件等」</u> に記載する。	件等」に記載する。 ② (①h 重複)		
	風), 凍結, 降水, 積雪及び電磁	①h	風(台風), 凍結, 降水, 積雪及び		
	的障害に対して常設重大事故防		電磁的障害に対して常設重大事		
	止設備は,環境条件にて考慮し機		故防止設備は、環境条件にて考慮		
	能が損なわれない設計とする。		し機能が損なわれない設計とす		
	①h①i 【54条8】		<u> 5.</u> (1) i		
	常設重大事故防止設備は,「1.	常設重大事故防止設備は,「イ	常設重大事故防止設備は,	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	地盤等」に基づく地盤に設置する	(1) 敷地の面積及び形状」に基づ	「1.10 発電用原子炉設置変更許	いによる差異あり	
	とともに、地震、津波及び火災に	く地盤に設置するとともに,地	可申請に係る安全設計の方針」に		
	対して,「2.1 地震による損傷の	震,津波及び火災に対して,「ロ	基づく地盤に設置する。		
	防止」,「2.2 津波による損傷の	(1)(ii) 重大事故等対処施設の	常設重大事故防止設備は、地		
	防止」及び「3.1 火災による損	耐震設計」,「ロ(2)(ii) 重大事故	震,津波及び火災に対して,		
	傷の防止」に基づく設計とする。	等対処施設の耐津波設計」及び	「1.4.2 重大事故等対処施設の		
	①j 【54条9】	「ロ(3)(i)b.(b) <u>火災による</u>	耐震設計」,「1.5.2 重大事故等対		
		損傷の防止」に基づく設計とす	処施設の耐津波設計」及び「1.6.2		
		<u> </u>	重大事故等対処施設の火災防護		
			に関する基本方針」に基づく設計		
			とする。②(①j <u>重複</u>)		
	溢水に対しては,可能な限り多		溢水に対しては, 可能な限り多		同上
	様性を有し,位置的分散を図るこ		様性を有し,位置的分散を図るこ		
	とで, 想定する溢水水位に対して		とで, 想定する溢水水位に対して		
	同時に機能を損なうことのない		同時に機能を損なうことのない		
	設計とする。		<u>設計とする。</u> ①k		
	①k 【54条 10】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要水争項との対比表 <u></u>						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	地震,津波,溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。	地震,津波,溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。①1	地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。②		原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.2 多様性,位置的分散等		
	①1【54条11】 風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対して,常設重大事故防止設備は,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか,又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように,設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り,屋外に設置する。	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学 的事象, 森林火災, 爆発, 近隣工 場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝 突及び電磁的障害に対して, 常設 重大事故防止設備は, 外部からの 衝撃による損傷の防止が図られ た建屋等内に設置するか又は設 計基準事故対処設備等と同時に 機能が損なわれないように, 設計 基準事故対処設備等と位置的分 散を図り, 屋外に設置する。①m	(①1 重複) 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学 的事象, 森林火災, 爆発, 近隣工 場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝 突及び電磁的障害に対して, 常設 重大事故防止設備は, 外部からの 衝撃による損傷の防止が図られ た建屋等内に設置するか又は設 計基準事故対処設備等と同時に 機能が損なわれないように, 設計 基準事故対処設備等と位置的分 散を図り, 屋外に設置する。②	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	同上		
	② □	落雷に対して常設代替交流電源設備は,避雷設備等により防護する設計とする。①n	落雷に対して常設代替交流電源設備は,避雷設備等により防護する設計とする。 ② (①n 重複)		同上		
	生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのあ	生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。①	生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。②(①o重複)生物学的事象のうちクラグ等の海生生物からの影響を受		同上		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	С., HIЛ
	る常設重大事故防止設備は,侵入		けるおそれのある常設重大事故		
	防止対策により重大事故等に対		防止設備は,侵入防止対策により		
	処するための必要な機能が損な		重大事故等に対処するための必		
	われるおそれのない設計とする。		要な機能が損なわれるおそれの		@ 71EE 70
	①o①p 【54 条 14】		ない設計とする。①p		①o 引用元:P9
	高潮に対して常設重大事故防	高潮に対して常設重大事故防	高潮に対して常設重大事故防		原子炉冷却系統施設(共通)
	止設備(非常用取水設備を除く。)	 止設備(非常用取水設備を除く。)	止設備(非常用取水設備を除く。)		5.1.2 多様性, 位置的分散等
	は, 高潮の影響を受けない敷地高	は, 高潮の影響を受けない敷地高	は, 高潮の影響を受けない敷地高		
	さに設置する。	<u>さに設置する。①q</u>	さに設置する。②(①q 重複)		
	①q 【54条 15】				
	飛来物(航空機落下)に対して	飛来物(航空機落下)に対して	飛来物(航空機落下)に対して		同上
	常設重大事故防止設備は、設計基	常設重大事故防止設備は、設計基	常設重大事故防止設備は、設計基		1932
	準事故対処設備等と同時にその	準事故対処設備等と同時にその	準事故対処設備等と同時にその		
	機能が損なわれないように、設計	機能が損なわれないように、設計	機能が損なわれないように、設計		
	基準事故対処設備等と位置的分	基準事故対処設備等と位置的分	基準事故対処設備等と位置的分		
	散を図り設置する。	散を図り設置する。①r	散を図り設置する。②(①r 重複)		
	①r 【54条 16】		なお, 洪水, 地滑り及びダムの		
			崩壊については、立地的要因によ		
			り設計上考慮する必要はない。		
			3		
	常設重大事故緩和設備につい		常設重大事故緩和設備につい		同上
	ても, 共通要因の特性を踏まえ,		ても, 共通要因の特性を踏まえ,		
	可能な限り上記を考慮して多様		可能な限り上記を考慮して多様		
	性、位置的分散を図る設計とす		性、位置的分散を図る設計とす		
	る。		<u> </u>		
	①s 【54条 17】				
	サポート系の故障に対しては,	サポート系の故障に対しては、	サポート系の故障に対しては、		同上
	系統又は機器に供給される電力、	系統又は機器に供給される電力、	系統又は機器に供給される電力、		
	空気、油及び冷却水を考慮し、常	空気、油及び冷却水を考慮し、常	空気、油及び冷却水を考慮し、常		
	設重大事故防止設備は設計基準	設重大事故防止設備は設計基準	設重大事故防止設備は設計基準		
	事故対処設備等と異なる駆動源、	事故対処設備等と異なる駆動源、	事故対処設備等と異なる駆動源、		
	冷却源を用いる設計、又は駆動	冷却源を用いる設計、又は駆動	冷却源を用いる設計、又は駆動		
	源,冷却源が同じ場合は別の手段	源,冷却源が同じ場合は別の手段	源,冷却源が同じ場合は別の手段		
	が可能な設計とする。また,常設	が可能な設計とする。また、常設	が可能な設計とする。また,常設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故防止設備は設計基準事	重大事故防止設備は設計基準事	重大事故防止設備は設計基準事	// O E	
	故対処設備等と可能な限り異な	故対処設備等と可能な限り異な	故対処設備等と可能な限り異な		
	る水源をもつ設計とする。	る水源をもつ設計とする。①t	る水源をもつ設計とする。②(①		
	①t 【54条 18】		t 重複)		
	b. 可搬型重大事故等对処設備	(c-1-1-2) <u>可搬型重大事故等対</u>	b. 可搬型重大事故等対処設備	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	可搬型重大事故防止設備は, 設	<u>処設備</u>		いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等
	計基準事故対処設備等又は常設	可搬型重大事故防止設備は,設	可搬型重大事故防止設備は, 設		
	重大事故防止設備と共通要因に	計基準事故対処設備等又は常設	計基準事故対処設備等又は常設		
	よって同時にその機能が損なわ	重大事故防止設備と共通要因に	重大事故防止設備と共通要因に		
	れるおそれがないよう, 共通要因	よって同時にその機能が損なわ	よって同時にその機能が損なわ		
	の特性を踏まえ,可能な限り多様	れるおそれがないよう, 共通要因	れるおそれがないよう, 共通要因		
	性,独立性,位置的分散を考慮し	の特性を踏まえ,可能な限り多様	の特性を踏まえ,可能な限り多様		
	て適切な措置を講じる設計とす	性,独立性,位置的分散を考慮し	性,独立性,位置的分散を考慮し		
	る。	て適切な措置を講じる設計とす	て適切な措置を講じる設計とす		
	①u 【54条 19】	<u>る。</u> ①u	る。②(①u 重複)		
	ナと「対処刑委」をおかり加引	文本 可柳柳老上市松然梨如 瓠	ᅷᅩᆿᄳᆁᆂᅩᇴᄮᄷᆋᄱᇌ		
	また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然	また,可搬型重大事故等対処設 備は,地震,津波,その他の自然	また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然		同上
	現象又は故意による大型航空機	現象又は故意による大型航空機	現象又は故意による大型航空機		
	の衝突その他のテロリズム, 設計	の衝突その他のテロリズム、設計	の衝突その他のテロリズム, 設計		
	基準事故対処設備等及び重大事	基準事故対処設備等及び重大事	基準事故対処設備等及び重大事		
	故等対処設備の配置その他の条	故等対処設備の配置その他の条	故等対処設備の配置その他の条		
	件を考慮した上で常設重大事故	件を考慮した上で常設重大事故	件を考慮した上で常設重大事故		
	等対処設備と異なる保管場所に	等対処設備と異なる保管場所に	等対処設備と異なる保管場所に		
	保管する設計とする。	保管する設計とする。①v	保管する設計とする。 ②(①v 重		
	①v 【54 条 20】		複)		
	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	いによる差異あり	
	おける温度, 放射線, 荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ		
	の他の使用条件において, 可搬型	の他の使用条件において, 可搬型	の他の使用条件において, 可搬型		
	重大事故等対処設備がその機能	重大事故等対処設備がその機能	重大事故等対処設備がその機能		
	を確実に発揮できる設計とする。	を確実に発揮できる設計とする。	を確実に発揮できる設計とする。		
	重大事故等時の環境条件におけ	重大事故等時の環境条件におけ	重大事故等時の環境条件におけ		
	る健全性については「5.1.5 環	<u>る健全性については「口(3)(i)</u>	る健全性については「1.1.7.3 環		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	境条件等」に基づく設計とする。	b. (c-3) <u>環境条件等」に</u> 記載す	境条件等」に記載する。 ② (①w 重		
	可搬型重大事故等対処設備は,	る。①w	複) 風(台風),凍結,降水,積		
	風(台風), 凍結, 降水, 積雪及び		雪及び電磁的障害に対して可搬		
	電磁的障害に対しては,環境条件		型重大事故等対処設備は,環境条		
	にて考慮し機能が損なわれない		件にて考慮し機能が損なわれな		
	設計とする。		<u>い設計とする。</u> ①x		
	①w①x 【54条 21】				
	地震に対して,屋内の可搬型重	<u>地震に対して,屋内の可搬型重</u>	地震に対して,屋内の可搬型重	同趣旨の記載であるが, 表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	大事故等対処設備は,「1. 地盤	大事故等対処設備は,「イ(1) 敷	大事故等対処設備は,「1.10 発電	いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等
	等」に基づく地盤に設置された建	地の面積及び形状」に基づく地盤	用原子炉設置変更許可申請に係		
	屋等内に保管する。屋外の可搬型	上に設置する建屋等内に保管す	る安全設計の方針」に基づく地盤		
	重大事故等対処設備は, 転倒しな	る。屋外の可搬型重大事故等対処	上に設置する建屋等内に保管す		
	いことを確認する,又は必要によ	設備は,転倒しないことを確認す	る。屋外の可搬型重大事故等対処		
	り固縛等の処置をするとともに,	る,又は必要により固縛等の処置	設備は,転倒しないことを確認す		
	地震により生ずる敷地下斜面の	をするとともに, 地震により生ず	る,又は必要により固縛等の処置		
	すべり,液状化又は揺すり込みに	る敷地下斜面のすべり, 液状化又	をするとともに、地震により生ず		
	よる不等沈下, 傾斜及び浮き上が	は揺すり込みによる不等沈下, 傾	る敷地下斜面のすべり, 液状化又		
	り, 地盤支持力の不足, 地中埋設	斜及び浮き上がり,地盤支持力の	は揺すり込みによる不等沈下, 傾		
	構造物の損壊等の影響により必	不足, 地中埋設構造物の損壊等の	斜及び浮き上がり,地盤支持力の		
	要な機能を喪失しない位置に保	影響を受けない複数の保管場所	不足, 地中埋設構造物の損壊等の		
	管する設計とする。	に分散して保管する設計とする。	影響を受けない複数の保管場所		
	①y 【54条 22】	①y	に分散して保管する設計とする。		
			②(①y 重複)		
	地震及び津波に対して可搬型	地震及び津波に対して可搬型	地震及び津波に対して可搬型	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	重大事故等対処設備は,「2.1 地	重大事故等対処設備は,「ロ	重大事故等対処設備は,「1.4.2	いによる差異あり	
	震による損傷の防止」及び「2.2	(1)(ii) 重大事故等対処施設の	重大事故等対処施設の耐震設		
	津波による損傷の防止」にて考慮	耐震設計」及び「ロ(2)(ii) 重大	計」,「1.5.2 重大事故等対処施設		
	された設計とする。	事故等対処施設の耐津波設計」に	の耐津波設計」にて考慮された設		
	①z 【54 条 23】	て考慮された設計とする。①z	計とする。②(①z 重複)		
	火災に対して可搬型重大事故	火災に対して可搬型重大事故 と変に対して可搬型重大事故	火災に対して可搬型重大事故	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	等対処設備は,「3.1 火災による	等対処設備は,「ロ(3)(i)b.(b)	等対処設備は,「1.6.2 重大事故	いによる差異あり	
	損傷の防止」に基づく火災防護を	火災による損傷の防止」に基づく	等対処施設の火災防護に関する		
	行う。	火災防護を行う。①aa	基本方針」に基づく火災防護を行		
	①aa 【54 条 24】		う。②(①aa 重複)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
IXM Z + MIX M	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	重大事故等対処設備に期待す			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	る機能については、溢水影響を受			(溢水に対する設計方針を明確	5.1.2 多様性,位置的分散等
	けて設計基準事故対処設備等と			化)	
	同時に機能を損なうおそれがな				
	いよう,被水及び蒸気影響に対しては豆なみ間の記念は悪ない。				
	ては可能な限り設計基準事故対 処設備等と位置的分散を図り、没				
	水の影響に対しては溢水水位を				
	考慮した位置に設置又は保管す				
	与應した位置に設置又は休官 9 る。				
	① 【54条25】				
	地震,津波,溢水及び火災に対	地震,津波,溢水及び火災に対	地震,津波,溢水及び火災に対		同上
	して可搬型重大事故等対処設備	して可搬型重大事故等対処設備	して可搬型重大事故等対処設備		IN.T.
	は、設計基準事故対処設備等及び	は、設計基準事故対処設備等及び	は、設計基準事故対処設備等及び		
	常設重大事故等対処設備と同時	常設重大事故等対処設備と同時	常設重大事故等対処設備と同時		
	に機能を損なうおそれがないよ	に機能を損なうおそれがないよ	に機能を損なうおそれがないよ		
	うに、設計基準事故対処設備等の	うに,設計基準事故対処設備等の	うに,設計基準事故対処設備等の		
	配置も含めて常設重大事故等対	配置も含めて常設重大事故等対	配置も含めて常設重大事故等対		
	処設備と位置的分散を図り, 複数	処設備と位置的分散を図り複数	処設備と位置的分散を図り複数		
	筒所に分散して保管する設計と	箇所に分散して保管する設計と	箇所に分散して保管する設計と		
	する。	する。①ab	する。② (①ab 重複)		
	①ab 【54 条 26】				
	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水,	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水,	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水,		同上
	積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学	積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学	積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学		
	的事象,森林火災,爆発,近隣工	的事象,森林火災,爆発,近隣工	的事象,森林火災,爆発,近隣工		
	場等の火災,危険物を搭載した車	場等の火災,有毒ガス,船舶の衝	場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝		
	両, 有毒ガス, 船舶の衝突及び電	突及び電磁的障害に対して,可搬	突及び電磁的障害に対して,可搬		
	磁的障害に対して,可搬型重大事	型重大事故等対処設備は,外部か	型重大事故等対処設備は,外部か		
	故等対処設備は,外部からの衝撃	らの衝撃による損傷の防止が図	らの衝撃による損傷の防止が図		
	による損傷の防止が図られた建	られた建屋等内に保管するか又	られた建屋等内に保管するか又		
	屋等内に保管するか, 又は設計基	は設計基準事故対処設備等及び	は設計基準事故対処設備等及び		
	準事故対処設備等及び常設重大	常設重大事故等対処設備と同時	常設重大事故等対処設備と同時		
	事故等対処設備と同時に必要な	に必要な機能を損なうおそれが	に必要な機能を損なうおそれが		
	機能を損なうおそれがないよう	ないように,設計基準事故対処設	ないように,設計基準事故対処設		
	に, 設計基準事故対処設備等の配	備等の配置も含めて常設重大事	備等の配置も含めて常設重大事		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

	要求事項との対比表 └────────────────────────────────────						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	置も含めて常設重大事故等対処	故等対処設備と位置的分散を図	故等対処設備と位置的分散を図				
	設備と位置的分散を図り,防火帯	り, 防火帯の内側の複数箇所に分	り,防火帯の内側の複数箇所に分				
	の内側の複数箇所に分散して保	散して保管する設計とする。①ac	散して保管する設計とする。②				
	管する設計とする。		(①ac 重複)				
	①ac 【54 条 27】						
	クラゲ等の海生生物の影響を	クラゲ等の海生生物から影響	クラゲ等の海生生物から影響		原子炉冷却系統施設(共通)		
	受けるおそれのある屋外の可搬	を受けるおそれのある屋外の可	を受けるおそれのある屋外の可		5.1.2 多樣性,位置的分散等		
	型重大事故等対処設備は,予備を	搬型重大事故等対処設備は,予備	搬型重大事故等対処設備は,予備				
	有する設計とする。	を有する設計とする。①ad	を有する設計とする。②(①ad 重				
	①ad 【54 条 28】		複)				
	高潮に対して可搬型重大事故	高潮に対して可搬型重大事故	高潮に対して可搬型重大事故		同上		
	等対処設備は,高潮の影響を受け	等対処設備は、高潮の影響を受け	等対処設備は、高潮の影響を受け				
	ない敷地高さに保管する設計と	ない敷地高さに保管する設計と	ない敷地高さに保管する。②(①				
	する。	<u>する。</u> ①ae	ae 重複)				
	①ae 【54 条 29】						
	飛来物 (航空機落下) 及び故意	飛来物(航空機落下)及び故意	飛来物 (航空機落下) 及び故意		同上		
	による大型航空機の衝突その他	による大型航空機の衝突その他	による大型航空機の衝突その他				
	のテロリズムに対して,屋内の可	のテロリズムに対して,屋内の可	のテロリズムに対して,屋内の可				
	搬型重大事故等対処設備は,可能	搬型重大事故等対処設備は, 可能	搬型重大事故等対処設備は,可能				
	な限り設計基準事故対処設備等	な限り設計基準事故対処設備等	な限り設計基準事故対処設備等				
	の配置も含めて常設重大事故等	の配置も含めて常設重大事故等	の配置も含めて常設重大事故等				
	対処設備と位置的分散を図り複	対処設備と位置的分散を図り複	対処設備と位置的分散を図り複				
	数箇所に分散して保管する設計	数箇所に分散して保管する設計	数箇所に分散して保管する設計				
	とする。	<u>とする。①af</u>	とする。② (①af 重複)				
	①af 【54条 30】						
	屋外に保管する可搬型重大事	屋外に保管する可搬型重大事	屋外に保管する可搬型重大事		同上		
	故等対処設備は,原子炉建屋及び	故等対処設備は,原子炉建屋及び	故等対処設備は,原子炉建屋及び				
	制御建屋から 100m 以上の離隔距	制御建屋から 100m 以上の離隔距	制御建屋から 100m 以上の離隔距				
	離を確保するとともに,当該可搬	離を確保するとともに,当該可搬	離を確保するとともに, 当該可搬				
	型重大事故等対処設備がその機	型重大事故等対処設備がその機	型重大事故等対処設備がその機				
	能を代替する屋外の設計基準事	能を代替する屋外の設計基準事	能を代替する屋外の設計基準事				
	故対処設備等及び常設重大事故	故対処設備等及び常設重大事故	故対処設備等及び常設重大事故				
	等対処設備から 100m 以上の離隔	等対処設備から 100m 以上の離隔	等対処設備から 100m 以上の離隔				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	歴年成計分町(後) 距離を確保した上で、複数箇所に 分散して保管する設計とする。 ①ag【54条31】 サポート系の故障に対しては、 系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、可 搬型重大事故防止設備は、設計基 準事故対処設備等又は常設重大 事故防止設備と異なる駆動源、冷 却源を用いる設計とするか、駆動 源、冷却源が同じ場合は別の手段 が可能な設計とする。また、水源 についても可能な限り、異なる水 源を用いる設計とする。 ①ah【54条32】	正離を確保した上で、複数箇所に 分散して保管する設計とする。① ag サポート系の故障に対しては、 系統又は機器に供給される電力、 空気、油及び冷却水を考慮し、可 搬型重大事故防止設備は、設計基 準事故対処設備等又は常設重大 事故防止設備と異なる駆動源、冷 却源を用いる設計とするか、駆動 源、冷却源が同じ場合は別の手段 が可能な設計とする。また、水源 についても可能な限り、異なる水 源を用いる設計とする。 ①ah	距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。 ②(①ag重複) なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 ③ サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。②(①ah重複)	及び盗争政司刀到との別比	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.2 多様性,位置的分散等
	c. 可搬型重大事故等対処設備 と常設重大事故等対処設備の接 続口 原子炉建屋の外から水又は電 力を供給する可搬型重大事故等 対処設備と常設設備との接続口 は,共通要因によって接続するこ とができなくなることを防止す るため,それぞれ互いに異なる複 数の場所に設置する設計とする。 ①ai 【54条33】	(c-1-1-3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 ①ai	c.可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。②(①ai重複)なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。③	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	同上
	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	環境条件に対しては, 想定され	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	この対比表 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	I
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	る重大事故等が発生した場合に	いによる差異あり	5.1.2 多様性,位置的分散等
	おける温度,放射線,荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ	おける温度,放射線,荷重及びそ		
	の他の使用条件において,その機	の他の使用条件において, その機	の他の使用条件において,その機		
	能を確実に発揮できる設計とす	能を確実に発揮できる設計とす	能を確実に発揮できる設計とす		
	るとともに、接続口は、建屋の異	るとともに、接続口は、建屋の異	るとともに、接続口は、建屋の異		
	なる面の隣接しない位置又は建	なる面の隣接しない位置又は建	なる面の隣接しない位置又は建		
	屋内及び建屋面の適切に離隔し	屋内及び建屋面の適切に離隔し	屋内及び建屋面の適切に離隔し		
	た位置に複数箇所設置する。重大	た位置に複数箇所設置する。重大	た位置に複数箇所設置する。重大		
	事故等時の環境条件における健	事故等時の環境条件における健	事故等時の環境条件における健		
	全性については,「5.1.5 環境条	<u>全性については</u> 「ロ(3)(i)b.	全性については「1.1.7.3 環境条		
	件等」に基づく設計とする。風(台	(c-3) <u>環境条件等</u> 」 <u>に</u> 記載 <u>する。</u>	件等」に記載する。風(台風), 凍		
	風), 凍結, 降水, 積雪及び電磁	風(台風), 凍結, 降水, 積雪及び	結,降水,積雪及び電磁的障害に		
	的障害に対しては,環境条件にて	電磁的障害に対しては,環境条件	対しては,環境条件にて考慮し,		
	考慮し、機能が損なわれない設計	にて考慮し、機能が損なわれない	機能が損なわれない設計とする。		
	とする。	<u>設計とする。</u> ①aj	②(①aj 重複)		
	①aj 【54条 34】				
	地震に対して接続口は,「1. 地盤等」に基づく地盤上の建屋内 又は建屋面に複数箇所設置する。 ①ak 【54条35】	地震に対して接続口は、「イ(1) 敷地の面積及び形状」 <u>に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</u> ①ak	地震に対して接続口は、「1.10 発電用原子炉設置変更許可申請 に係る安全設計の方針」に基づく 地盤上の建屋内又は建屋面に複 数箇所設置する。②(①ak 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上
	地震, 津波及び火災に対して接続口は,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 ①al 【54条36】	地震, 津波及び火災に対して接続口は, 「ロ(1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」, 「ロ(2)(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「ロ(3)(i)b.(b) 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。①al	地震,津波及び火災に対して接続口は,「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」,「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に基づく設計とする。②(①al 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上
	溢水に対して接続口は, 想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。 ①am 【54条37】	溢水に対して接続口は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。①am	溢水に対して接続口は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。②(1) am 重複)		同上
	地震, 津波, 溢水及び火災に対			設備設計の明確化	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	この対比表 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们至于冰泉1 所代	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ביי מוע
	しては、接続口は、建屋内及び建			(接続口の設計方針を明確化)	
	屋面の適切に離隔した隣接しな				
	い位置に複数箇所設置する。				
	① 【54条38】				
	 風(台風), 竜巻, 落雷, 火山の	風(台風), 竜巻, 落雷, 火山の	風(台風) 音券 荻雪 水川の	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	影響,生物学的事象,森林火災,	影響,生物学的事象,森林火災,	影響,生物学的事象,森林火災,	いによる差異あり	5. 1. 2 多様性, 位置的分散等
	飛来物(航空機落下),爆発,近	飛来物(航空機落下), 爆発, 近	飛来物(航空機落下),爆発,近	. (=0, @)	o. 1. 1 9 Mar. Present
	隣工場等の火災,危険物を搭載し	隣工場等の火災, 有毒ガス, 船舶	隣工場等の火災, 有毒ガス, 船舶		
	た車両, 有毒ガス, 船舶の衝突及	の衝突及び故意による大型航空	の衝突及び故意による大型航空		
	び故意による大型航空機の衝突	機の衝突その他のテロリズムに	機の衝突その他のテロリズムに		
	その他のテロリズムに対して,接	対して、接続口は、建屋の異なる	対して,接続口は,建屋の異なる		
	続口は,建屋の異なる面の隣接し	面の隣接しない位置又は建屋内	面の隣接しない位置又は建屋内		
	ない位置又は建屋内及び建屋面	及び建屋面の適切に離隔した位	及び建屋面の適切に離隔した位		
	の適切に離隔した位置に複数箇	置に複数箇所設置する。 ①an	置に複数箇所設置する。 ②(①an		
	所設置する。		重複)		
	①an 【54 条 39】				
	生物学的事象のうちネズミ等	生物学的事象のうちネズミ等	生物学的事象のうちネズミ等		同上
	の小動物に対して,屋外に設置す	の小動物に対して,屋外に設置す	の小動物に対して,屋外に設置す		IN II.
	る場合は、開口部の閉止により重	る場合は、開口部の閉止により重	る場合は、開口部の閉止により重		
	大事故等に対処するために必要	大事故等に対処するために必要	大事故等に対処するために必要		
	な機能が損なわれるおそれのな	な機能が損なわれるおそれのな	な機能が損なわれるおそれのな		
	い設計とする。	い設計とする。 ①ao	い設計とする。②(①ao 重複)		
	①ao 【54 条 40】				
	高潮に対して接続口は,高潮の	高潮に対して接続口は、高潮の	高潮に対して接続口は、高潮の		同上
	影響を受けない敷地高さに設置	影響を受けない敷地高さに設置	影響を受けない敷地高さに設置		
	する。	<u>する。</u> ①ap	する。②(①ap 重複)		
	①ap 【54 条 41】				
	 また, 一つの接続口で複数の機	また,一つの接続口で複数の機	また,一つの接続口で複数の機		同上
	能を兼用して使用する場合には、	能を兼用して使用する場合には、	能を兼用して使用する場合には、		
	それぞれの機能に必要な容量が	それぞれの機能に必要な容量が	それぞれの機能に必要な容量が		
	確保できる接続口を設ける設計	確保できる接続口を設ける設計	確保できる接続口を設ける設計		
	とする。同時に使用する可能性が	とする。同時に使用する可能性が	とする。同時に使用する可能性が		
	ある場合は,合計の容量を確保	ある場合は,合計の容量を確保	ある場合は,合計の容量を確保		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	し、状況に応じて、それぞれの系		し、状況に応じて、それぞれの系	及び基本政司力到との利比	
	統に必要な容量を同時に供給で	統に必要な容量を同時に供給で	統に必要な容量を同時に供給で		
	きる設計とする。	<u>きる設計とする。</u> ①aq	きる設計とする。②(①aq 重複)		
	①aq 【54 条 42】				
	5.1.3 悪影響防止等			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	(4) 悪影響防止	(c-1-2) <u>悪影響防止</u>	(2) 悪影響防止	いによる差異あり	5.1.3 悪影響防止等
	重大事故等対処設備は,発電用	重大事故等対処設備は,発電用	重大事故等対処設備は,発電用		
	原子炉施設(他号機を含む。)内	原子炉施設(他号炉を含む。)内	原子炉施設(他号炉を含む。)内		
	の他の設備(設計基準対象施設及	の他の設備(設計基準対象施設及	の他の設備(設計基準対象施設及		
	び当該重大事故等対処設備以外	び当該重大事故等対処設備以外	び当該重大事故等対処設備以外		
	の重大事故等対処設備) に対して	の重大事故等対処設備)に対して	の重大事故等対処設備) に対して		
	悪影響を及ぼさない設計とする。	悪影響を及ぼさない設計とする。	悪影響を及ぼさない設計とする。		
	②a 【54 条 43】	②a	②(②a 重複)		
	他の設備への悪影響としては、	他の設備への悪影響としては,	他の設備への悪影響としては、		同上
	重大事故等対処設備使用時及び	重大事故等対処設備使用時及び	重大事故等対処設備使用時及び		PJ_L
	・	年代事成中州及設備使用時及び 待機時の系統的な影響(電気的な	全代事成 すれた にゅん にゅん にゅん はい		
	影響を含む。)並びにタービンミ	影響を含む。)並びにタービンミ	影響を含む。)並びにタービンミ		
	サイル等の内部発生飛散物によ	サイル等の内部発生飛散物によ	サイル等の内部発生飛散物によ		
	る影響を考慮し、他の設備の機能	る影響を考慮し、他の設備の機能	る影響を考慮し,他の設備の機能		
	に悪影響を及ぼさない設計とす	に悪影響を及ぼさない設計とす	に悪影響を及ぼさない設計とす		
	る。	<u>る。②</u> b	る。②(②b 重複)		
	②b 【54条 44】				
	系統的な影響に対しては,重大	系統的な影響に対しては, 重大	系統的な影響に対しては,重大		同上
	事故等対処設備は,弁等の操作に	事故等対処設備は,弁等の操作に	事故等対処設備は,弁等の操作に		
	よって設計基準対象施設として	よって設計基準対象施設として	よって設計基準対象施設として		
	使用する系統構成から重大事故	使用する系統構成から重大事故	使用する系統構成から重大事故		
	等対処設備としての系統構成と	等対処設備としての系統構成と	等対処設備としての系統構成と		
	すること, 重大事故等発生前(通	<u>すること,重大事故等発生前(通</u>	すること,重大事故等発生前(通		
	常時) の隔離若しくは分離された	常時)の隔離若しくは分離された	常時) の隔離若しくは分離された		
	状態から弁等の操作や接続によ	状態から弁等の操作や接続によ	状態から弁等の操作や接続によ		
	り重大事故等対処設備としての	り重大事故等対処設備としての	り重大事故等対処設備としての		
	系統構成とすること、他の設備か	系統構成とすること、他の設備か	系統構成とすること,他の設備か		
	ら独立して単独で使用可能なこ	<u>ら独立して単独で使用可能なこ</u>	ら独立して単独で使用可能なこ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	30 30 H 31 - 4		の対比表		T
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	と,設計基準対象施設として使用	と,設計基準対象施設として使用	と,設計基準対象施設として使用		
	する場合と同じ系統構成で重大	する場合と同じ系統構成で重大	する場合と同じ系統構成で重大		
	事故等対処設備として使用する	事故等対処設備として使用する	事故等対処設備として使用する		
	こと等により,他の設備に悪影響	こと等により,他の設備に悪影響	こと等により,他の設備に悪影響		
	を及ぼさない設計とする。	<u>を及ぼさない設計とする。</u> ②c	を及ぼさない設計とする。 ② (②		
	②c 【54条 45】		c 重複)		
	その他, 重大事故等対処設備に			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通)
	考慮すべき設備兼用時の容量に			BY MURY HI -> -> THE IC	5.1.3 悪影響防止等
	関する影響、地震、火災、溢水及				0.1.0 /2/30 = 10/12 /
	び風(台風)による他設備への悪				
	影響については、これら波及的影				
	響により他設備の機能を損なわ				
	ないことを「5.1.4 容量等」及				
	び「5.1.5 環境条件等」に示す。				
	② 【54条46】				
	放水砲については,建屋への放	また、放水砲については、建屋	また、放水砲については、建屋		同上
	水により、当該設備の使用を想定	への放水により、当該設備の使用	への放水により、当該設備の使用		
	する重大事故時において必要と	を想定する重大事故時において	を想定する重大事故時において		
	なる屋外の他の設備に悪影響を	必要となる屋外の他の設備に悪	必要となる屋外の他の設備に悪		
	及ぼさない設計とする。	影響を及ぼさない設計とする。②	影響を及ぼさない設計とする。		
	②d 【54条 47】	d	②(②d 重複)		
	内部発生飛散物による影響に	内部発生飛散物による影響に	内部発生飛散物による影響に		同上
	対しては、内部発生エネルギの高	対しては、内部発生エネルギーの	対しては、内部発生エネルギーの		
	い流体を内蔵する弁及び配管の	高い流体を内蔵する弁及び配管	高い流体を内蔵する弁及び配管		
	破断、高速回転機器の破損、ガス	の破断、高速回転機器の破損、ガ	の破断、高速回転機器の破損、ガ		
	爆発並びに重量機器の落下を考	ス爆発並びに重量機器の落下を	ス爆発並びに重量機器の落下を		
	慮し,重大事故等対処設備がター	考慮し, 重大事故等対処設備がタ	考慮し,重大事故等対処設備がタ		
	ビンミサイル等の発生源となる	ービンミサイル等の発生源とな	ービンミサイル等の発生源とな		
	ことを防ぐことで,他の設備に悪	ることを防ぐことで, 他の設備に	ることを防ぐことで,他の設備に		
	影響を及ぼさない設計とする。	悪影響を及ぼさない設計とする。	悪影響を及ぼさない設計とする。		
	②e 【54条 48】	②e	②(②e 重複)		
	(2) 共用	(c-1-3) 共用の禁止	(3) 共用の禁止	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	常設重大事故等対処設備の各	常設重大事故等対処設備の各	常設重大事故等対処設備の各	いによる差異あり	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦。	ヒの対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	機器については,2以上の発電用	機器については,2以上の発電用	機器については,2以上の発電用		
	原子炉施設において共用しない	原子炉施設において共用しない	原子炉施設において共用しない		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> ③	設計とする。②(③重複)		
	③ 【54条49】				
		(o) to E.M	1 1 7 0 京見が	日極いの記書でもては、末田の書	匠 7 标 4 to 5 依 to 5 1 (4 字)
	5.1.4 容量等	(c-2) <u>容量等</u> (c-2-1) <u>常設重大事故等対処設</u>	1.1.7.2 容量等 (1) 常設重大事故等対処設備	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原士炉行却糸統旭設(共連) 5.1.4 容量等
	(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は,想	(C-2-1) <u>吊放里入争议等对处故</u> 備	(1) 吊放里入争议专为处放佣	いによる左共めり	5.1.4 谷里寺
	定される重大事故等の収束にお	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	常設重大事故等対処設備は,想		
	いて、想定する事象及びその事象	定される重大事故等の収束にお	定される重大事故等の収束にお		
	の進展等を考慮し, 重大事故等時	いて, 想定する事象及びその事象	いて、想定する事象及びその事象		
	に必要な目的を果たすために、事	の進展等を考慮し、重大事故等時	の進展等を考慮し、重大事故等時		
	故対応手段としての系統設計を	に必要な目的を果たすために,事	に必要な目的を果たすために,事		
	行う。重大事故等の収束は、これ	故対応手段としての系統設計を	故対応手段としての系統設計を		
	らの系統の組合せにより達成す	行う。重大事故等の収束は、これ	行う。重大事故等の収束は,これ		
	る。	らの系統の組合せにより達成す	らの系統の組合せにより達成す		
	④ a 【54条 50】	<u>3.</u> 4a	る。��(④a 重複)		
	「容量等」とは、ポンプ流量、	「容量等」とは、ポンプ流量、	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、		同上
	タンク容量, 伝熱容量, 弁吹出量, 発電機容量, 蓄電池容量, 計装設	タンク容量, 伝熱容量, 弁吹出量, 発電機容量, 蓄電池容量, 計装設	スプクイエ, 伝熱谷里, 井吹山里, 発電機容量, 蓄電池容量, 計装設		
	備の計測範囲,作動信号の設定値	備の計測範囲,作動信号の設定値	備の計測範囲,作動信号の設定値		
	等とする。	等とする。4b	等とする。②(4b 重複)		
	4b 【54条 51】	<u>4070</u> 00	4 C / る。 V (国) 至 (X)		
	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	ち設計基準対象施設の系統及び	ち設計基準対象施設の系統及び	ち設計基準対象施設の系統及び	いによる差異あり	
	機器を使用するものについては,	機器を使用するものについては、	機器を使用するものについては,		
	設計基準対象施設の容量等の仕	設計基準対象施設の容量等の仕	設計基準対象施設の容量等の仕		
	様が、系統の目的に応じて必要と	様が、系統の目的に応じて必要と	様が、系統の目的に応じて必要と		
	なる容量等に対して十分である	なる容量等に対して十分である	なる容量等に対して十分である		
	ことを確認した上で,設計基準対	ことを確認した上で、設計基準対	ことを確認した上で,設計基準対		
	象施設の容量等の仕様と同仕様の設計とする。	象施設としての容量等と同仕様の設計とする。 4c	象施設としての容量等と同仕様 の設計とする。 ② (④c 重複)		
	の設計とする。 4 c 【54条 52】	<u>マンBX FI こ 9 る。</u> (生)じ	ジ取引とりる。 🎖 (低) 里後)		
	01 A 02]				
	1	l .	l .		<u> </u>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LL Christian Mr. Der Prof. Annualisa	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	Alla da
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう		原子炉冷却系統施設 (共通)
	ち設計基準対象施設の系統及び	ち設計基準対象施設の系統及び	ち設計基準対象施設の系統及び		5.1.4 容量等
	機器を使用するもので, 重大事故	機器を使用するもので, 重大事故	機器を使用するもので, 重大事故		
	等時に設計基準対象施設の容量	等時に設計基準対象施設の容量	等時に設計基準対象施設の容量		
	等を補う必要があるものについ	等を補う必要があるものについ	1 - 1111 / 1 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	ては, その後の事故対応手段と合	ては, その後の事故対応手段と合	ては、その後の事故対応手段と合		
	わせて, 系統の目的に応じて必要	わせて,系統の目的に応じて必要	わせて,系統の目的に応じて必要		
	となる容量等を有する設計とす	となる容量等を有する設計とす	となる容量等を有する設計とす		
	る。	<u>る。</u> ④d	る。②(④d 重複)		
	4d 【54条 53】				
	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう	常設重大事故等対処設備のう		同上
	ち重大事故等への対処を本来の	ち重大事故等への対処を本来の	ち重大事故等への対処を本来の		
	目的として設置する系統及び機	目的として設置する系統及び機			
	器を使用するものについては、系	器を使用するものについては、系			
	統の目的に応じて必要な容量等	統の目的に応じて必要な容量等			
	を有する設計とする。	<u>を有する設計とする。</u> 4e	を有する設計とする。②(④e 重		
	4 e 【54条 54】		複)		
	(0) 可伽刑委士事协签特加部供	(- 9 9) 可协刑丢土事状燃料加	(9) 可拠刑丢上車投放契加訊供	日毎日の記針でもてが 末項の書	同上
	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、	(c-2-2) <u>可搬型重大事故等対処</u> 設備	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	四上
	円版空里入事	<u>欧畑</u> 可搬型重大事故等対処設備は,	別が空里人争以寺別処設備は、想定される重大事故等の収束に	いによる左共のり	
	おいて, 想定する事象及びその事	想定される重大事故等の収束に			
	象の進展を考慮し、事故対応手段	おいて、想定する事象及びその事	, = , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	まい	象の進展を考慮し、事故対応手段	************************************		
	故等の収束は、これらの系統の組	としての系統設計を行う。重大事	故等の収束は、これらの系統の組		
	合せにより達成する。	故等の収束は、これらの系統の組	合せにより達成する。 ② (4)f 重		
	4f 【54条 55】	合せにより達成する。④f	複)		
	*	<u></u>			
	「容量等」とは、ポンプ流量、	「容量等」とは,ポンプ流量,	「容量等」とは、ポンプ流量、	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	タンク容量、伝熱容量、発電機容	タンク容量、伝熱容量、発電機容			
	量,蓄電池容量,ボンベ容量,計	量,蓄電池容量,ボンベ容量,計	量,蓄電池容量,ボンベ容量,計		
	測器の計測範囲等とする。	測器の計測範囲等とする。	測器の計測範囲等とする。 ② (4)		
	④g 【54条 56】	4 g	g 重複)		
	· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	可搬型重大事故等対処設備は,	可搬型重大事故等対処設備は、	可搬型重大事故等対処設備は,		同上
		系統の目的に応じて必要な容量	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
次们在于700X1 /JF/W	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ин 3
	等を有する設計とするとともに,	等を有する設計とするとともに、	等を有する設計とするとともに,		
	設備の機能、信頼度等を考慮し、	設備の機能、信頼度等を考慮し、	設備の機能、信頼度等を考慮し、		
	予備を含めた保有数を確保する	予備を含めた保有数を確保する	予備を含めた保有数を確保する		
	ことにより、必要な容量等に加	ことにより,必要な容量等に加	ことにより、必要な容量等に加		
	え,十分に余裕のある容量等を有	え,十分に余裕のある容量等を有	え,十分に余裕のある容量等を有		
	する設計とする。	<u>する設計とする。</u> ④h	する設計とする。②(④h 重複)		
	④h 【54条 57】				
	可搬型重大事故等対処設備の	可搬型重大事故等対処設備の	 可搬型重大事故等対処設備の		原子炉冷却系統施設(共通)
	うち複数の機能を兼用すること	うち複数の機能を兼用すること	うち複数の機能を兼用すること		5.1.4 容量等
	で、設置の効率化、被ばくの低減	で、設置の効率化、被ばくの低減	で、設置の効率化、被ばくの低減		
	が図れるものは、同時に要求され	が図れるものは、同時に要求され	が図れるものは、同時に要求され		
	る可能性がある複数の機能に必	る可能性がある複数の機能に必	る可能性がある複数の機能に必		
	要な容量等を合わせた容量等と	要な容量等を合わせた容量等と	要な容量等を合わせた容量等と		
	し、兼用できる設計とする。	し, 兼用できる設計とする。 ④ i	し、兼用できる設計とする。②		
	④i 【54条 58】		(④i 重複)		
	可搬型重大事故等対処設備の	可搬型重大事故等対処設備の	可搬型重大事故等対処設備の		同上
	うち,原子炉建屋の外から水又は	うち,原子炉建屋の外から水又は	うち,原子炉建屋の外から水又は		
	電力を供給する注水設備及び電	電力を供給する注水設備及び電	電力を供給する注水設備及び電		
	源設備は,必要となる容量等を有	源設備は,必要となる容量等を有	源設備は、必要となる容量等を有		
	する設備を1基当たり2セット	する設備を1基当たり2セット	する設備を1基当たり2セット		
	に加え,故障時のバックアップ及	に加え, 故障時のバックアップ及	に加え,故障時のバックアップ及		
	び保守点検による待機除外時の	び保守点検による待機除外時の	び保守点検による待機除外時の		
	バックアップとして,発電所全体	バックアップとして,発電所全体	バックアップとして,発電所全体		
	で予備を確保する。	で予備を確保する。 <a>④ j	で予備を確保する。②(④j 重複)		
	④j 【54条 59】				
	また,可搬型重大事故等対処設	また,可搬型重大事故等対処設	また, 可搬型重大事故等対処設		同上
	備のうち,負荷に直接接続する高	備のうち,負荷に直接接続する高	備のうち,負荷に直接接続する高		
	圧窒素ガスボンベ, 主蒸気逃がし	圧窒素ガスボンベ,主蒸気逃がし	圧窒素ガスボンベ,主蒸気逃がし		
	安全弁用可搬型蓄電池等は,必要	安全弁用可搬型蓄電池等は,必要	安全弁用可搬型蓄電池等は, 必要		
	となる容量等を有する設備を 1	となる容量等を有する設備を1	となる容量等を有する設備を1		
	基当たり1セットに加え,故障時	基当たり1セットに加え,故障時	基当たり1セットに加え,故障時		
	のバックアップ及び保守点検に	のバックアップ及び保守点検に	のバックアップ及び保守点検に		
	よる待機除外時のバックアップ	よる待機除外時のバックアップ	よる待機除外時のバックアップ		
	として,発電所全体で予備を確保	として,発電所全体で予備を確保	として,発電所全体で予備を確保		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

:前回提出時からの変更箇所

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する。 ④k 【54条60】	<u>する。</u> ④k	する。②(④k 重複)		
	上記以外の可搬型重大事故等 対処設備は,必要となる容量等を 有する設備を1基当たり1セットに加え,設備の信頼度等を考慮 し,予備を確保する。 ④1【54条61】		上記以外の可搬型重大事故等 対処設備は、必要となる容量等を 有する設備を1基当たり1セッ トに加え、設備の信頼度等を考慮 し、予備を確保する。41		原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.4 容量等
	5.1.5 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 ⑤a 【54条62】	(c-3) 環境条件等 (c-3-1) 環境条件 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。⑤a	1.1.7.3 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。②(⑤a 重複)	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等
	重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度及び使用温度),放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水),重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの悪影響及び原子炉冷却材の性状(原子炉冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。荷重としては、重大事故等が発	重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。	重大事故等時の環境条件については,重大事故等時の環境条件については,重大事故等時における温度(環境温度,使用温度),放射線,荷重に加えて,その他の使用条件として環境圧力,湿度による影響,重大事故等時に海水を通水する系統への影響,自然現象による影響,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。	設備設計の明確化 (考慮する環境条件や冷却材性 状の影響の考慮等,設計上条慮する事項を明確化)	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	生した場合における機械的荷重	荷重としては,重大事故等が発	荷重としては,重大事故等が発					
	に加えて、環境圧力、温度及び自	生した場合における機械的荷重	生した場合における機械的荷重					
	然現象による荷重を考慮する。	に加えて、環境圧力、温度及び自	に加えて、環境圧力、温度及び自					
	自然現象について, 重大事故等	然現象による荷重を考慮する。	然現象による荷重を考慮する。					
	時に重大事故等対処設備に影響	自然現象について,重大事故等	自然現象の選定に当たっては,					
	を与えるおそれがある事象とし	時に重大事故等対処設備に影響	網羅的に抽出するために、地震、					
	て, 地震, 風(台風), 凍結, 降水	を与えるおそれがある事象とし	津波に加え,発電所敷地及びその					
	及び積雪を選定する。これらの事	て, 地震, 風(台風), 凍結, 降水	周辺での発生実績の有無に関わ					
	象のうち, 凍結及び降水について	及び積雪を選定する。これらの事	らず, 国内外の基準や文献等に基					
	は, 屋外の天候による影響として	象のうち, 凍結及び降水について	づき収集した洪水,風(台風),					
	考慮する。	は,屋外の天候による影響として	竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷,					
	⑤b 【54条 63】	<u>考慮する。</u> ⑤b	地滑り,火山の影響,生物学的事					
			象,森林火災等の事象を考慮す					
			る。					
			これらの事象のうち, 重大事故					
			等時における発電所敷地及びそ					
			の周辺での発生の可能性, 重大事					
			故等対処設備への影響度, 事象進					
			展速度や事象進展に対する時間					
			余裕の観点から, 重大事故等時に					
			重大事故等対処設備に影響を与					
			えるおそれがある事象として,地					
			震,風(台風),凍結,降水及び積					
			雪を選定する。これらの事象のう					
			ち, 凍結及び降水については, 屋					
			外の天候による影響として考慮					
			する。②(⑤b 重複)					
	自然現象による荷重の組合せ	自然現象による荷重の組合せ	自然現象による荷重の組合せ		原子炉冷却系統施設(共通)			
	については、地震、風(台風)及	については、地震、風(台風)及	については、地震、風(台風)及		5.1.5 環境条件等			
	び積雪の影響を考慮する。	び積雪の影響を考慮する。	び積雪の影響を考慮する。②(⑤					
	⑤c 【54 条 64】	(5)c	c 重複)					
	これとの理控を供のると 壬上	これとの理応を供のます 壬上	これとの理論を供のます 手上	日毎日の記卦べもてが 末田の書	□ L			
	これらの環境条件のうち、重大	これらの環境条件のうち,重大		同趣旨の記載であるが,表現の違	同上			
	事故等時における環境温度、環境	事故等時における環境温度,環境	事故等時における環境温度,環境	いによる差異あり				
	圧力,湿度による影響,屋外の天	圧力,湿度による影響,屋外の天	圧力,湿度による影響,屋外の天					
	候による影響 (凍結及び降水),	候による影響, 重大事故等時の放	候による影響, 重大事故等時の放					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-4年 2年 3年 4日 日	設工認申請書	設置許可申請書	この対比表 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故等時の放射線による影	射線による影響及び荷重に対し	射線による影響及び荷重に対し		
	響及び荷重に対しては,重大事故	ては, 重大事故等対処設備を設置	ては,重大事故等対処設備を設置		
	等対処設備を設置(使用)又は保	(使用)又は保管する場所に応じ	(使用)又は保管する場所に応じ		
	管する場所に応じて,「(1) 環境	て,以下の設備分類ごとに必要な	て,以下の設備分類ごとに必要な		
	圧力,環境温度及び湿度による影	機能を有効に発揮できる設計と	機能を有効に発揮できる設計と		
	響,放射線による影響,屋外の天	<u>する。</u> ⑤d	する。②(⑤d 重複)		
	候による影響 (凍結及び降水) 並				
	びに荷重」に示すように設備分類				
	ごとに必要な機能を有効に発揮				
	できる設計とする。				
	⑤d 【54条 65】				
	(1) 環境圧力,環境温度及び湿			同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	度による影響、放射線による影			いによる差異あり	5.1.5 環境条件等
	響、屋外の天候による影響(凍結			(による) 産業の分	0.1.0 AMAN T
	及び降水)並びに荷重				
	原子炉格納容器内の重大事故	 原子炉格納容器内の重大事故	原子炉格納容器内の重大事故		
	等対処設備は、想定される重大事	等対処設備は、想定される重大事	等対処設備は、想定される重大事		
	故等時における原子炉格納容器	故等時における原子炉格納容器	故等時における原子炉格納容器		
	内の環境条件を考慮した設計と	内の環境条件を考慮した設計と	内の環境条件を考慮した設計と		
	する。また、地震による荷重を考	する。また、地震による荷重を考	する。また、地震による荷重を考		
	慮して、機能を損なわない設計と	慮して,機能を損なわない設計と	慮して、機能を損なわない設計と		
	する。操作は中央制御室から可能	する。操作は、中央制御室から可	する。操作は、中央制御室から可		
	な設計とする。	能な設計とする。(5e	能な設計とする。②(⑤e 重複)		
	⑤e 【54条66】				
	原子炉建屋原子炉棟内の重大	原子炉建屋原子炉棟内の重大	原子炉建屋原子炉棟内の重大		同上
	事故等対処設備は、想定される重	事故等対処設備は、想定される重	事故等対処設備は、想定される重		
	大事故等時における環境条件を	大事故等時における環境条件を	大事故等時における環境条件を		
	考慮した設計とする。また、地震	考慮する。また、地震による荷重	考慮する。また、地震による荷重		
	による荷重を考慮して、機能を損	を考慮して、機能を損なわない設	を考慮して、機能を損なわない設		
	なわない設計とするとともに,可	計とするとともに,可搬型重大事	計とするとともに,可搬型重大事		
	搬型重大事故等対処設備は、必要	故等対処設備は、必要により当該	故等対処設備は、必要により当該		
	により当該設備の落下防止, 転倒	設備の落下防止,転倒防止又は固	設備の落下防止,転倒防止又は固		
	防止又は固縛の措置をとる。操作	縛の措置をとる。操作は、中央制御京の書かる原本は、	縛の措置をとる。操作は、中央制		
	は、中央制御室、異なる区画若し	御室,異なる区画若しくは離れた	御室,異なる区画若しくは離れた		
	くは離れた場所又は設置場所で	場所又は設置場所で可能な設計	場所又は設置場所で可能な設計		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

		要求事項。	との対比表 └───	I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	可能な設計とする。	<u>とする。</u> ⑤f	とする。②(⑤f 重複)		
	⑤f 【54条 67】				
	原子炉建屋付属棟内,制御建屋	原子炉建屋付属棟内,制御建屋	原子炉建屋付属棟内,制御建屋		原子炉冷却系統施設 (共通)
	内(中央制御室を含む。), 緊急用	内 (中央制御室を含む。), 緊急用	内(中央制御室を含む。), 緊急用		5.1.5 環境条件等
	電気品建屋 (地下階) 内及び緊急	電気品建屋 (地下階) 内及び緊急	電気品建屋 (地下階) 内及び緊急		
	時対策建屋内の重大事故等対処	時対策建屋内の重大事故等対処	時対策建屋内の重大事故等対処		
	設備は,重大事故等時におけるそ	設備は,重大事故等時におけるそ	設備は,重大事故等時におけるそ		
	れぞれの場所の環境条件を考慮	れぞれの場所の環境条件を考慮	れぞれの場所の環境条件を考慮		
	した設計とする。また、地震によ	した設計とする。また,地震によ	した設計とする。また, 地震によ		
	る荷重を考慮して,機能を損なわ	る荷重を考慮して,機能を損なわ	る荷重を考慮して,機能を損なわ		
	ない設計とするとともに, 可搬型	ない設計とするとともに, 可搬型	ない設計とするとともに, 可搬型		
	重大事故等対処設備は,必要によ	重大事故等対処設備は,必要によ	重大事故等対処設備は,必要によ		
	り当該設備の落下防止, 転倒防止	り当該設備の落下防止, 転倒防止	り当該設備の落下防止, 転倒防止		
	又は固縛の措置をとる。操作は,	又は固縛の措置をとる。操作は中	又は固縛の措置をとる。操作は中		
	中央制御室,異なる区画若しくは	央制御室,異なる区画若しくは離	央制御室,異なる区画若しくは離		
	離れた場所又は設置場所で可能	れた場所又は設置場所で可能な	れた場所又は設置場所で可能な		
	な設計とする。	<u>設計とする。</u> 5g	設計とする。②(⑤g 重複)		
	⑤g 【54条 68】				
	インターフェイスシステム			設備設計の明確化	同上
	LOCA時,使用済燃料プールにおけ			(重大事故等時に使用する設備	
	る重大事故に至るおそれのある			の環境影響に対する設計を明確	
	事故又は主蒸気管破断事故起因			化)	
	の重大事故等時に使用する設備				
	については、これらの環境条件を				
	考慮した設計とするか,これらの				
	環境影響を受けない区画等に設				
	置する。				
	特に、使用済燃料プール監視力				
	メラは、使用済燃料プールに係る				
	重大事故等時に使用するため、そ				
	の環境影響を考慮して,カメラと				
	一体の冷却装置により冷却する				
	ことで耐環境性向上を図る設計				
	とする。				
	⑤ 【54条69】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		設置許可申請書	との対比表	加墨亦可 计终其维相则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	放 直計 引 中 請 者 本 文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	屋外及び緊急用電気品建屋(地上階)の重大事故等対処設備は、 重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。 ⑤h【54条70】	屋外及び緊急用電気品建屋(地上階)の重大事故等対処設備は、 重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。 ⑤h	屋外及び緊急用電気品建屋(地上階)の重大事故等対処設備は、 重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。 ②(⑤h重複)		原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等
	また、地震、風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。 ⑤i【54条71】	また、地震、風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。⑤i	また、地震、風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。②(⑤i 重複)	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	同上
	積雪の影響については、必要に より除雪の措置を講じることを 保安規定に定めて管理する。 ⑤ 【54条72】			運用担保事項の明確化	同上
	屋外の重大事故等対処設備は、 重大事故等時において、万が一、 使用中に機能を喪失した場合で あっても、可搬型重大事故等対処 設備によるバックアップが可能 となるよう、位置的分散を考慮し て可搬型重大事故等対処設備を 複数保管する設計とする。 ⑤ 【54条73】			設備設計の明確化 (可搬型重大事故等対処設備の 保管方法の明確化)	同上
	原子炉格納容器内の重大事故 等対処設備は、設計基準事故等及 び重大事故等時に想定される圧 力、温度等に対して、格納容器ス			設備設計の明確化 (格納容器内の設備の設計方針 を明確化)	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	プレイ水による影響を考慮して も、その機能を発揮できる設計と する。 ⑤ 【54条74】 重大事故等対処設備において、 主たる流路の機能を維持できる よう、主たる流路に影響を与える 範囲について、主たる流路と同一 又は同等の規格で設計する。 ⑤ 【54条75】			設備設計の明確化 (SA 時流路の設計方針について 明確化)	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等			
	(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響 に対しては、常時海水を通水する、海に設置する、又は海で使用 する重大事故等対処設備は耐腐 食性材料を使用する設計とする。 常時海水を通水するコンクリー ト構造物については、腐食を考慮 した設計とする。使用時に海水を 通水する重大事故等対処設備は、 海水の影響を考慮した設計とする。 (5) 【54条 76】	海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する,海に設置する,又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。⑤j	海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。②(⑤)重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上			
	原則,淡水を通水するが,海水 も通水する可能性のある重大事 故等対処設備は,可能な限り淡水 を優先し,海水通水を短期間とす ることで,設備への海水の影響を 考慮する。また,海から直接取水 する際の異物の流入防止を考慮 した設計とする。	原則,淡水を通水するが,海水 も通水する可能性のある重大事 故等対処設備は,可能な限り淡水 を優先し,海水通水を短期間とす ることで,設備への海水の影響を 考慮する。また,海から直接取水 する際の異物の流入防止を考慮 した設計とする。⑤k	原則,淡水を通水するが,海水 も通水する可能性のある重大事 故等対処設備は,可能な限り淡水 を優先し,海水通水を短期間とす ることで,設備への海水の影響を 考慮する。また,海から直接取水 する際の異物の流入防止を考慮 した設計とする。②(⑤k 重複)		同上			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水 争 頃 と の 対 比表 しまり と						
技術基準規則・解釈	版工	放	放	設置計可,投術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	⑤k 【54 条 77】				⑤k 引用元: P28		
	(3) 電磁波による影響			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
	人為事象のうち重大事故等対	発電所敷地又はその周辺にお	発電所敷地又はその周辺にお	いによる差異あり	5.1.5 環境条件等		
	処設備に影響を与えるおそれが	いて想定される発電用原子炉施	いて想定される発電用原子炉施				
	ある事象として選定する電磁的	設の安全性を損なわせる原因と	設の安全性を損なわせる原因と				
	障害に対しては,重大事故等対処	なるおそれがある事象であって	なるおそれがある事象であって				
	設備は,重大事故等時においても	人為によるもの <u>のうち</u> , <u>重大事故</u>	人為によるものの選定に当たっ				
	電磁波により機能を損なわない	等対処設備に影響を与えるおそ	ては、網羅的に抽出するために,				
	設計とする。	れがある事象として選定する電	発電所敷地及びその周辺での発				
	⑤1 【54条 78】	磁的障害に対しては, 重大事故等	生実績の有無に関わらず,国内外				
		対処設備は,重大事故等時におい	の基準や文献等に基づき収集し				
		ても電磁波により機能を損なわ	た飛来物 (航空機落下等), ダム				
		<u>ない設計とする。</u> 51	の崩壊,爆発,近隣工場等の火災,				
			有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障				
			害, 故意による大型航空機の衝突				
			その他のテロリズム等の事象を				
			考慮する。これらの事象のうち,				
			発電所敷地及びその周辺での発				
			生の可能性, 重大事故等対処設備				
			への影響度, 事象進展速度や事象				
			進展に対する時間余裕の観点か				
			ら, 重大事故等対処設備に影響を				
			与えるおそれがある事象として				
			選定する電磁的障害に対しては,				
			重大事故等対処設備は,重大事故				
			等時においても電磁波により機				
			能を損なわない設計とする。②				
			(⑤1 重複)				
	(4) 周辺機器等からの悪影響			同趣旨の記載であるが,表現の違	同上		
	重大事故等対処設備は,事故対	重大事故等対処設備は,事故対	重大事故等対処設備は,事故対	いによる差異あり			
	応のために配置・配備している自	<u>応のために配置・配備している自</u>	応のために配置・配備している自				
	主対策設備を含む周辺機器等か	主対策設備を含む周辺機器等か	主対策設備を含む周辺機器等か				
	らの悪影響により機能を損なわ	らの悪影響により機能を損なわ	らの悪影響により機能を損なわ				
	ない設計とする。周辺機器等から	ない設計とする。周辺機器等から	ない設計とする。周辺機器等から				
	の悪影響としては,自然現象,人	の悪影響としては,地震,火災及	の悪影響としては, 地震, 火災及				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	2の対比表 - 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) 為事象,火災及び溢水による波及	本文 び溢水による波及的影響を考慮	添付書類八 び溢水による波及的影響を考慮	及び基本設計方針との対比	
	的影響を考慮する。	<u> か温水による仮及的影響を考慮</u>	い価小による仮及的影響を考慮 する。②(⑤m 重複)		
	5m 【54条79】	<u>95.</u>	する。 ♥ (◎Ⅲ <u>単</u> 核)		
	[54来79]				
	このうち, 地震以外の自然現象			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通)
	及び人為事象による波及的影響			BY MIRK HI IN STREET	5.1.5 環境条件等
	に起因する周辺機器等からの悪				3,000
	影響により、それぞれ重大事故等				
	に対処するための必要な機能を				
	損なうおそれがないように,常設				
	重大事故等対処設備は,設計基準				
	事故対処設備と位置的分散を図				
	り設置する。また,可搬型重大事				
	故等対処設備は,設計基準事故対				
	処設備の配置も含めて常設重大				
	事故等対処設備と位置的分散を				
	図るとともに、その機能に応じ				
	て,全てを一つの保管場所に保管				
	することなく,複数の保管場所に				
	分散配置する。				
	⑤ 【54条80】				
	溢水に対しては,重大事故等対	溢水に対しては,重大事故等対	溢水に対しては, 重大事故等対		同上
	処設備は、想定される溢水により	処設備は、想定される溢水により	処設備は、想定される溢水により		147
	機能を損なわないように、重大事	機能を損なわないように、重大事	機能を損なわないように、重大事		
	故等対処設備の設置区画の止水	故等対処設備の設置区画の止水	故等対処設備の設置区画の止水		
	対策等を実施する。	対策等を実施する。	対策等を実施する。 ② (⑤n 重複)		
	⑤n 【54条 81】	(5)n			
	地震による荷重を含む耐震設		地震による荷重を含む耐震設	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	計については,「2.1 地震によ		<u>計については,</u> 「1.4.2 重大事故	いによる差異あり	
	る損傷の防止」に、火災防護につ		等対処施設の耐震設計」に,火災		
	いては, 「3.1 火災による損傷		<u>防護については,</u> 「1.6.2 重大事		
	の防止」に基づく設計とし、それ		故等対処施設の火災防護に関す		
	らの事象による波及的影響によ		る基本方針」に示す。⑤o		
	り重大事故等に対処するために				
	必要な機能を損なわない設計と				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安水事項との対比表 <u> </u>						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	する。		14-14 11-720	20 m 200 m		
	⑤o 【54 条 82】				⑤o 引用元: P30	
	可搬型重大事故等対処設備は,			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通)	
	地震の波及的影響により, 重大事			20,000	5.1.5 環境条件等	
	故等に対処するための必要な機				2113247177	
	能を損なわないように,設計基準					
	事故対処設備の配置も含めて常					
	設重大事故等対処設備と位置的					
	分散を図り、その機能に応じて、					
	すべてを一つの保管場所に保管					
	することなく, 複数の保管場所に					
	分散配置する。また,屋内の可搬					
	型重大事故等対処設備は,油内包					
	機器による地震随伴火災の影響					
	や,水又は蒸気内包機器による地					
	震随伴溢水の影響によりその機					
	能を喪失しない場所に保管する					
	とともに,屋外の可搬型重大事故					
	等対処設備は、地震により生ずる					
	敷地下斜面のすべり, 液状化又は					
	揺すり込みによる不等沈下, 傾斜					
	及び浮き上がり,地盤支持力の不					
	足, 地中埋設構造物の損壊等の影					
	響により必要な機能を喪失しな					
	い位置に保管する設計とする。					
	⑤ 【54条83】					
		(c-3-2) 重大事故等対処設備の	(2) 重大事故等対処設備の設置			
	(5) 設置場所における放射線	設置場所	場所	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上	
	重大事故等対処設備は, 想定さ	重大事故等対処設備は, 想定さ	重大事故等対処設備は, 想定さ	いによる差異あり		
	れる重大事故等が発生した場合	れる重大事故等が発生した場合	れる重大事故等が発生した場合			
	においても操作及び復旧作業に	においても操作及び復旧作業に	においても操作及び復旧作業に			
	支障がないように、放射線量の高	支障がないように,放射線量の高	支障がないように、放射線量の高			
	くなるおそれの少ない設置場所	くなるおそれの少ない設置場所	くなるおそれの少ない設置場所			
	の選定, 当該設備の設置場所への	の選定,当該設備の設置場所への	の選定, 当該設備の設置場所への			
	遮蔽の設置等により当該設備の	遮蔽の設置等により, 当該設備の	遮蔽の設置等により当該設備の			
	設置場所で操作可能な設計,放射	設置場所で操作可能な設計,放射	設置場所で操作可能な設計,放射			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計,又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。 ⑤p【54条84】 可搬型重大事故等対処設備は,想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように,放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定,当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により,当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 ⑥q【54条85】	線の影響を受けない異なる区画 若しくは離れた場所から遠隔で 操作可能な設計又は中央制御室 遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。⑤p (c-3-3) 可搬型重大事故等対処設備は、 設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、 想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設 設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの 少ない設置場所の選定、当該設備 の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設 備との接続が可能な設計とする。 ⑤q		及び基本政計分別との利比	同上
	(6) 原子炉冷却材の性状 重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。 [5] 【54条86】			設備設計の明確化 (冷却材の性状に対する設計方 針を明確化)	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプ又は原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別) 5.1 非常用炉心冷却設備その他 原子炉注水設備の機能 原子炉格納施設 3.2.2 原子炉格納容器下部注水 系 (2)原子炉格納容器下部注水系 (常設)(代替循環冷却ポンプ)

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	安水争垻 る	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	1
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	除熱のために運転するポンプは、				による原子炉格納容器下部への
	原子炉格納容器内の圧力及び温				注水
	度並びに, <mark>原子炉</mark> 冷却材中の異物				3.2.4 代替循環冷却系
	の影響について「非常用炉心冷却				3.2.8 残留熱除去系(格納容器ス
	設備又は格納容器熱除去設備に				プレイ冷却モード)
	係るろ過装置の性能評価等につ				3.2.9 残留熱除去系(サプレッシ
	いて(内規)」(平成20・02・12				ョンプール水冷却モード)
	原院第5号(平成20年2月27日				
	原子力安全・保安院制定))によ				
	るろ過装置の性能評価により,重				
	大事故等時に想定される最も小				
	さい有効吸込水頭においても,正				
	常に機能する能力を有する設計				
	とする。				
	⑤ 【54条87】				
	非常用炉心冷却設備その他原			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉注水設備のうち,復水貯蔵タ			12、1/H 12、1 1 0 2 6 7 4 1 1 1 1	5.1 非常用炉心冷却設備その他
	ンク、ほう酸水注入系貯蔵タン				原子炉注水設備の機能
	ク,淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽				/// 1 // LL/// IK IH 0 7 / X HE
	水槽 (No. 2) <mark>又は海</mark> を水源として				
	原子炉圧力容器へ注水するため				
	に運転するポンプは、復水貯蔵タ				
	ンク、ほう酸水注入系貯蔵タン				
	ク,淡水貯水槽 (No.1),淡水貯				
	水槽 (No. 2) <mark>又は海</mark> の圧力及び温				
	度により、想定される最も小さい				
	有効吸込水頭においても,正常に				
	機能する能力を有する設計とす				
	る。				
	⑤ 【54条88】				
	西フに投始点 明史 人訓 供っこ			⇒n/供∋n⇒l, か田7かり。	原 7 标换 纳长凯
	原子炉格納容器安全設備のうち,復水貯蔵タンク,淡水貯水槽			設備設計の明確化	原子炉格納施設
	ら,復水貯蔵タンク,淡水貯水槽 (No. 1) <mark>,淡水貯水槽(No. 2) 又</mark>				3.2.2 原子炉格納容器下部注水
	(No. 1) ,				(1) 原子后故纳宏思下部注水系
	は世を水源として原子炉格納谷 器冷却のために運転するポンプ				(1) 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) によ
	命用がために連転するホンノ				(市収) (復小炒达小ノノ) によ

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	は、復水貯蔵タンク、淡水貯水槽 (No. 2) 図は海の圧力及び温度により、想定におり、砂で温度により、想水貯水槽 (No. 2) 型定される最も小さい有効吸込能力を有する設計とする。 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等が教育により、したき、設置要においても、前書に、発生したき、設置更にのが発生した。表別で、発生した。の他の当該事及で、で考慮したのといる。というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、アクをは、というで、これらのでは、保を規定に、というで、というで、これらのでは、保を規定に、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで	(c-4) 操作性及び試験・検査性 (c-4-1) 操作性の確保 (c-4-1-1) 操作の確実性	1.1.7.4 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作の確実性	運用担保事項の明確化	る原子炉格納容器下部への注水 (3) 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)による原子炉格納容器 下部への注水 3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ 原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.6 操作性及び試験・検査性			
	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	件を考慮し,操作が可能な設計と	件を考慮し,操作が可能な設計と	件を考慮し,操作が可能な設計と				
	する。	<u>する。⑥</u> a	する。②(⑥a 重複)				
	⑥a 【54条 91】						
	重大事故等対処設備は,操作す	操作する全ての設備に対し、十	操作する全ての設備に対し、十	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
	る全ての設備に対し、十分な操作	分な操作空間を確保するととも	分な操作空間を確保するととも	いによる差異あり	5.1.6 操作性及び試験・検査性		
	空間を確保するとともに,確実な	に,確実な操作ができるよう,必	に,確実な操作ができるよう,必				
	操作ができるよう,必要に応じて	要に応じて操作足場を設置する。	要に応じて操作足場を設置する。				
	操作足場を設置する。また, 防護	また, 防護具, 可搬型照明等は重	また, 防護具, 可搬型照明等は重				
	具, 可搬型照明等は重大事故等時	大事故等時に迅速に使用できる	大事故等時に迅速に使用できる				
	に迅速に使用できる場所に配備	<u>場所に配備する。</u> ⑥b	場所に配備する。②(⑥b 重複)				
	する。						
	⑥b 【54条 92】						
	現場操作において工具を必要	現場操作において工具を必要	現場操作において工具を必要		同上		
	とする場合は,一般的に用いられ	とする場合は、一般的に用いられ	とする場合は、一般的に用いられ				
	る工具又は専用の工具を用いて,	<u>る工具又は専用の工具を用いて、</u>	る工具又は専用の工具を用いて,				
	確実に作業ができる設計とする。	確実に作業ができる設計とする。	確実に作業ができる設計とする。				
	工具は,作業場所の近傍又はアク	工具は,作業場所の近傍又はアク	工具は,作業場所の近傍又は想定				
	セスルートの近傍に保管できる	セスルートの近傍に保管できる	される重大事故等の対処に必要				
	設計とする。可搬型重大事故等対	設計とする。可搬型重大事故等対	な可搬型重大事故等対処設備の				
	処設備は,運搬,設置が確実に行	処設備は運搬・設置が確実に行え	保管場所から設置場所及び接続				
	えるように,人力又は車両等によ	るように,人力又は車両等による	場所まで運搬するための経路又				
	る運搬,移動ができるとともに,	運搬,移動ができるとともに,必	は他の設備の被害状況を把握す				
	必要により設置場所にてアウト	要により設置場所にてアウトリ	るための経路(以下「アクセスル				
	リガの張り出し,輪留めによる固	ガの張り出し,輪留めによる固定	ート」という。)の近傍に保管で				
	定等が可能な設計とする。	等が可能な設計とする。	きる設計とする。可搬型重大事故				
	⑥c 【54 条 93】	6 c	等対処設備は運搬・設置が確実に				
			行えるように,人力又は車両等に				
			よる運搬、移動ができるととも				
			に,必要により設置場所にてアウ				
			トリガの張り出し、輪留めによる				
			固定等が可能な設計とする。②				
			(⑥c 重複)				
	現場の操作スイッチは運転員	現場の操作スイッチは運転員	現場の操作スイッチは運転員		同上		
	等の操作性を考慮した設計とす	等の操作性を考慮した設計とす	等の操作性を考慮した設計とす				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	る。また、電源操作が必要な設備	る。また、電源操作が必要な設備	る。また、電源操作が必要な設備		
	は, 感電防止のため露出した充電	は, 感電防止のため露出した充電	は, 感電防止のため露出した充電		
	部への近接防止を考慮した設計	部への近接防止を考慮した設計	部への近接防止を考慮した設計		
	とする。	<u>とする。</u> ⑥d	とする。② (⑥d 重複)		
	⑥d 【54条 94】				
	現場において人力で操作を行	現場において人力で操作を行	現場において人力で操作を行		原子炉冷却系統施設(共通)
	う弁は、手動操作が可能な設計と	う弁は、手動操作が可能な設計と	う弁は、手動操作が可能な設計と		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	する。	プテル、子野採下が可能な取引で する。	する。		3.1.0 操作注及心心决。 恢复注
	現場での接続操作は、ボルト・	<u>9 3。</u> 現場での接続操作は, ボルト・	9 3。 現場での接続操作は, ボルト・		
	ネジ接続、フランジ接続又はより	ネジ接続,フランジ接続又はより	ネジ接続,フランジ接続又はより		
	簡便な接続方式等,使用する設備	簡便な接続方式等,接続方式を統	イン伝統, ノノンン伝統又はより 簡便な接続方式等, 接続方式を統		
	に応じて接続方式を統一するこ	□ 世代後続万式寺,接続万式を祝 一することにより,確実に接続が			
			ーすることにより,確実に接続が		
	とにより,確実に接続が可能な設	可能な設計とする。	可能な設計とする。		
	計とする。	また,重大事故等に対処するた	また、重大事故等に対処するた		
	また,重大事故等に対処するた	めに迅速な操作を必要とする機	めに迅速な操作を必要とする機		
	めに迅速な操作を必要とする機	器は、必要な時間内に操作できる	器は,必要な時間内に操作できる		
	器は、必要な時間内に操作できる	ように中央制御室での操作が可	ように中央制御室での操作が可		
	ように中央制御室での操作が可	能な設計とする。制御盤の操作器	能な設計とする。制御盤の操作器		
	能な設計とする。制御盤の操作器	は運転員の操作性を考慮した設	は運転員の操作性を考慮した設		
	は運転員の操作性を考慮した設	<u>計とする。</u> ⑥e	計とする。②(⑥e 重複)		
	計とする。				
	⑥e 【54条 95】				
	想定される重大事故等におい	想定される重大事故等におい	想定される重大事故等におい		同上
	て操作する重大事故等対処設備	て操作する重大事故等対処設備	て操作する重大事故等対処設備		
	のうち動的機器については, その	のうち動的機器については,その	のうち動的機器については,その		
	作動状態の確認が可能な設計と	作動状態の確認が可能な設計と	作動状態の確認が可能な設計と		
	する。	<u>する。</u> ⑥f	する。②(⑥f 重複)		
	<mark>⑥f 【54条96】</mark>				
		(c-4-1-2) 系統の切替性	b. 系統の切替性		
	重大事故等対処設備のうち,	重大事故等対処設備のうち,本	重大事故等対処設備のうち,本		同上
	本来の用途以外の用途として重	来の用途以外の用途として重大	来の用途以外の用途として重大		
	大事故等に対処するために使用	事故等に対処するために使用す	事故等に対処するために使用す		
	する設備は,通常時に使用する系	る設備は,通常時に使用する系統	る設備は,通常時に使用する系統		
	統から速やかに切替操作が可能	から速やかに切替操作が可能な	から速やかに切替操作が可能な		
	なように,系統に必要な弁等を設	ように,系統に必要な弁等を設け	ように,系統に必要な弁等を設け		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	ける設計とする。	る設計とする。	る設計とする。②(⑥g 重複)				
	⑥ g 【54条 97】	6 g					
		(c-4-1-3) 可搬型重大事故等対	c. 可搬型重大事故等対処設備の				
		処設備の常設設備との接続性	常設設備との接続性				
	可搬型重大事故等対処設備を	可搬型重大事故等対処設備を	可搬型重大事故等対処設備を	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
	常設設備と接続するものについ	常設設備と接続するものについ	常設設備と接続するものについ	いによる差異あり	5.1.6 操作性及び試験・検査性		
	ては、容易かつ確実に接続できる	ては、容易かつ確実に接続できる	ては, 容易かつ確実に接続できる				
	ように, ケーブルはボルト・ネジ	ように, ケーブルはボルト・ネジ	ように, ケーブルはボルト・ネジ				
	接続又はより簡便な接続方式等	接続又はより簡便な接続方式等	接続又はより簡便な接続方式等				
	を用い,配管は配管径や内部流体	を用い,配管は配管径や内部流体	を用い,配管は配管径や内部流体				
	の圧力によって,大口径配管又は	の圧力によって,大口径配管又は	の圧力によって,大口径配管又は				
	高圧環境においてはフランジを	<u>高圧環境においてはフランジを</u>	高圧環境においてはフランジを				
	用い,小口径配管かつ低圧環境に	用い,小口径配管かつ低圧環境に	用い,小口径配管かつ低圧環境に				
	おいてはより簡便な接続方式等	おいてはより簡便な接続方式等	おいてはより簡便な接続方式等				
	を用いる設計とする。高圧窒素ガ	を用いる設計とする。高圧窒素ガ	を用いる設計とする。高圧窒素ガ				
	スボンベ, 空気ボンベ, タンクロ	スボンベ,空気ボンベ,タンクロ	スボンベ, 空気ボンベ, タンクロ				
	ーリ等については、各々専用の接	<u>ーリ等については、各々専用の接</u>	ーリ等については,各々専用の接				
	続方式を用いる。また,同一ポン	続方式を用いる。また,同一ポン	続方式を用いる。また,同一ポン				
	プを接続する配管は口径を統一	プを接続する配管は口径を統一	プを接続する配管は口径を統一				
	することにより,複数の系統での	する等, 複数の系統での接続方式	する等, 複数の系統での接続方式				
	接続方式の統一も考慮する。	<u>の統一も考慮する。</u> ⑥h	の統一も考慮する。 ② (⑥h 重複)				
	⑥h 【54条 98】						
		(c-4-1-4) 発電所内の屋外道路	d. 発電所内の屋外道路及び屋内				
		及び屋内通路の確保	通路の確保				
	想定される重大事故等が発生	想定される重大事故等が発生	想定される重大事故等が発生	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上		
	した場合において,可搬型重大事	した場合において, 可搬型重大事	した場合において, 可搬型重大事	いによる差異あり			
	故等対処設備 <mark>を</mark> 移動・運搬 <mark>し</mark> , 又	故等対処設備を運搬し,又は他の	故等対処設備を運搬し,又は他の				
	は他の設備の被害状況を把握す	設備の被害状況を把握するため,	設備の被害状況を把握するため,				
	るため,発電所内の道路及び通路	発電所内の道路及び通路が確保	発電所内の道路及び通路が確保				
	が確保できるよう,以下の設計と	できるよう,以下の設計とする。	できるよう、以下の設計とする。				
	する。	6 i	②(⑥i 重複)				
	⑥i 【54条 99】						
	屋外及び屋内において,アクセ	屋外及び屋内において,アクセ	屋外及び屋内において、アクセ	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上		
	スルートは、自然現象、人為事象、	スルートは、自然現象、発電用原	スルートは、自然現象、発電用原	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1. 4-4-4		
	溢水及び火災を想定しても、運	子炉施設の安全性を損なわせる	,	・ 1~ 6~3 /正分(0) 7			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水事項との対比表 <u> </u>				
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	搬,移動に支障をきたすことのな	原因となるおそれがある事象で	原因となるおそれがある事象で		
	いよう, 迂回路も考慮して複数の	あって人為によるもの, 溢水及び	あって人為によるもの, 溢水及び		
	アクセスルートを確保する設計	火災を想定しても, 運搬, 移動に	火災を想定しても,運搬,移動に		
	とする。	支障をきたすことのないよう, 迂	支障をきたすことのないよう, 迂		
	<mark>⑥j</mark> 【54条 100】	回路も考慮して複数のアクセス	回路も考慮して複数のアクセス		
		<u>ルートを確保する。</u> ⑥j	ルートを確保する。②(⑥j 重複)		
	屋外アクセスルートに影響を	屋外アクセスルートに影響を	屋外及び屋内アクセスルート		 原子炉冷却系統施設(共通)
	与えるおそれがある自然事象と	与えるおそれがある自然現象と	に対する自然現象については、網		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	して、地震、津波、風(台風)、竜	して、地震、津波、洪水、②風	羅的に抽出するために、地震、津		O. I. O JAN EXCUSION DELLE
	巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火	(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積	波に加え、発電所敷地及びその周		
	山の影響, 生物学的事象, 森林火	雪, 落雷, 地滑り, ② 火山の影	辺での発生実績の有無に関わら		
	災及び高潮を選定する。	響, 生物学的事象, 森林火災及び	ず,国内外の基準や文献等に基づ		
	⑥k 【54条 101】	<u>高潮を選定する。</u> ⑥k	き収集した洪水,風(台風),竜		
			巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地		
			滑り,火山の影響,生物学的事象,		
			森林火災等の事象を考慮する。		
			これらの事象のうち, 発電所敷		
			地及びその周辺での発生の可能		
			性,屋外アクセスルートへの影響		
			度,事象進展速度や事象進展に対		
			する時間余裕の観点から,屋外ア		
			クセスルートに影響を与えるお		
			それがある事象として、地震、津		
			波,洪水,風(台風),竜巻,凍		
			結,降水,積雪,落雷,地滑り, 火山の影響,生物学的事象,森林		
			火災及び高潮を選定する。②(6)		
			大火及い同例を選及する。♥ (⑩ k 重複)		
			A 里俊/		
	屋外及び屋内アクセスルート	屋外及び屋内アクセスルート	屋外及び屋内アクセスルート	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	に対する人為事象については,屋	<u>に対する</u> 発電所敷地又はその周	に対する発電所敷地又はその周	いによる差異あり	
	外アクセスルートに影響を与え	辺において想定される発電用原	辺において想定される発電用原		
	るおそれがある事象として選定	子炉施設の安全性を損なわせる	子炉施設の安全性を損なわせる		
	する飛来物 (航空機落下), 爆発,	原因となるおそれがある事象で	原因となるおそれがある事象で		
	近隣工場等の火災, 危険物を搭載	あって人為によるもの <u>について</u>	あって人為によるものについて		
	した車両,有毒ガス,船舶の衝突,	は,屋外アクセスルートに影響を	は、網羅的に抽出するために、発		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安米事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	電磁的障害及び故意による大型	与えるおそれがある事象として	電所敷地及びその周辺での発生		
	航空機の衝突その他のテロリズ	選定する飛来物 (航空機落下),	実績の有無に関わらず, 国内外の		
	ムに対して, 迂回路も考慮した複	ダムの崩壊,2 <u>爆発,近隣工場</u>	基準や文献等に基づき収集した		
	数のアクセスルートを確保する	等の火災,有毒ガス,船舶の衝突,	飛来物 (航空機落下等), ダムの		
	設計とする。	電磁的障害及び故意による大型	崩壊,爆発,近隣工場等の火災,		
	船舶の衝突に対しては,カーテ	航空機の衝突その他のテロリズ	有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障		
	ンウォールにより船舶の侵入が	ムに対して, 迂回路も考慮した複	害, 故意による大型航空機の衝突		
	阻害されることからアクセスル	数のアクセスルートを確保する	その他のテロリズム等の事象を		
	ートへの影響はない。	<u>設計とする。</u> ⑥1	考慮する。これらの事象のうち,		
	電磁的障害に対しては,道路面	なお, 洪水, 地滑り及びダムの	発電所敷地及びその周辺での発		
	が直接影響を受けることはない	崩壊については、立地的要因によ	生の可能性,屋外アクセスルート		
	ことからアクセスルートへの影	り設計上考慮する必要はない。	への影響度,事象進展速度や事象		
	響はない。	2	進展に対する時間余裕の観点か		
	⑥1⑥m 【54条102】	船舶の衝突に対しては,カーテ	ら, 屋外アクセスルートに影響を		
		ンウォールにより船舶の侵入が	与えるおそれがある事象として		
		阻害されることからアクセスル	選定する飛来物 (航空機落下),		
		<u>ートへの影響はない。</u>	ダムの崩壊,爆発,近隣工場等の		
		電磁的障害に対しては,道路面	火災,有毒ガス,船舶の衝突,電		
		が直接影響を受けることはない	磁的障害及び故意による大型航		
		ことからアクセスルートへの影	空機の衝突その他のテロリズム		
		<u>響はない。</u> ⑥m	に対して,迂回路も考慮した複数		
			のアクセスルートを確保する設		
			計とする。②(⑥1 重複)		
			なお, 洪水, 地滑り及びダムの		
			崩壊については,立地的要因によ		
			り設計上考慮する必要はない。		
			\$		
			船舶の衝突に対しては,カーテ		
			ンウォールにより船舶の侵入が		
			阻害されることからアクセスル		
			ートへの影響はない。		
			電磁的障害に対しては,道路面		
			が直接影響を受けることはない		
			ことからアクセスルートへの影		
			響はない。②(⑥m 重複)		
	屋外アクセスルートに対する	屋外アクセスルートに対する	屋外アクセスルートに対する		原子炉冷却系統施設 (共通)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

		要不事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	地震による影響(周辺構造物等の	地震による影響(周辺構造物等の	地震による影響(周辺構造物等の		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	損壊,周辺斜面の崩壊及び敷地下	損壊,周辺斜面の崩壊及び敷地下	損壊,周辺斜面の崩壊及び敷地下		
	斜面のすべり), その他自然現象	斜面のすべり), その他自然現象	斜面のすべり), その他自然現象		
	による影響(風(台風)及び竜巻	による影響(風(台風)及び竜巻	による影響(風(台風)及び竜巻		
	による飛来物,積雪並びに火山の	による飛来物,積雪並びに火山の	による飛来物, 積雪並びに火山の		
	影響)を想定し,複数のアクセス	影響)を想定し、複数のアクセス	影響)を想定し、複数のアクセス		
	ルートの中から状況を確認し,早	ルートの中から状況を確認し、早	ルートの中から状況を確認し、早		
	期に復旧可能なアクセスルート	期に復旧可能なアクセスルート	期に復旧可能なアクセスルート		
	を確保するため,障害物を除去可	を確保するため、障害物を除去可	を確保するため,障害物を除去可		
	能なブルドーザ及びバックホウ	能なブルドーザ及びバックホウ	能なブルドーザ及びバックホウ		
	をそれぞれ 1 台 (予備 1 台) 保	をそれぞれ1台(予備1台)保管,	をそれぞれ1台使用する。ブルド		
	管, 使用する。	<u>使用する。⑥n</u>	ーザの保有数は1台,故障時及び		
	⑥ n 【54条 103】		保守点検による待機除外時のバ		
			ックアップ用として1台の合計		
			2 台を分散して保管する設計と		
			する。また、バックホウの保有数		
			は1台,故障時及び保守点検によ		
			る待機除外時のバックアップ用		
			として1台の合計2台を分散し		
			て保管する設計とする。 ② (⑥n		
			重複)		
	また, 地震による屋外タンクか	また, 地震による屋外タンクか	また, 地震による屋外タンクか		原子炉冷却系統施設(共通)
	らの溢水及び降水に対しては,道	らの溢水及び降水に対しては,道	らの溢水及び降水に対しては,道		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	路上への自然流下も考慮した上	路上への自然流下も考慮した上	路上への自然流下も考慮した上		
	で,通行への影響を受けない箇所	で,通行への影響を受けない箇所	で,通行への影響を受けない箇所		
	にアクセスルートを確保する設	にアクセスルートを確保する設	にアクセスルートを確保する設		
	計とする。	<u>計とする。⑥</u> o	計とする。②(⑥o 重複)		
	⑥o 【54条 104】				
	津波の影響については、基準津	津波の影響については、基準津	津波の影響については、基準津		同上
	波に対し余裕を考慮した高さの	波に対し余裕を考慮した高さの	波に対し余裕を考慮した高さの		
	防潮堤及び防潮壁で防護するこ	防潮堤及び防潮壁で防護するこ	防潮堤及び防潮壁で防護するこ		
	とにより、複数のアクセスルート	とにより,複数のアクセスルート	とにより、複数のアクセスルート		
	を確保する設計とする。	<u>を確保する設計とする。</u>	を確保する設計とする。 ② (⑥p		
	⑥p 【54条 105】		重複)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。 ⑤q【54条106】	また,高潮に対しては,通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。 ⑥ q	また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。②(⑥q 重複)		同上
	森林火災については、通行への 影響を受けない距離にアクセス ルートを確保する設計とする。 ⑥r 【54条107】	<u>森林火災については、通行への</u> <u>影響を受けない距離にアクセス</u> <u>ルートを確保する。</u> ⑥r	森林火災については、通行への 影響を受けない距離にアクセス ルートを確保する設計とする。 ②(⑥r 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.6 操作性及び試験・検査性
	屋外アクセスルートは、人為事象のうち飛来物(航空機落下)、 爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。 ⑥s【54条108】	飛来物 (航空機落下), 爆発, 近隣工場等の火災及び有毒ガス に対しては, 迂回路も考慮した複 数のアクセスルートを確保する 設計とする。落雷に対しては, 道 路面が直接影響を受けることは ないため, さらに生物学的事象に 対しては, 容易に排除可能なた め, アクセスルートへの影響はな い。⑥s	飛来物(航空機落下),爆発, 近隣工場等の火災及び有毒ガス に対しては、迂回路も考慮した複 数のアクセスルートを確保する 設計とする。落雷に対しては、道 路面が直接影響を受けることは ないため、さらに生物学的事象に 対しては、容易に排除可能なた め、アクセスルートへの影響はない。②(⑥s 重複)	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	同上
	屋外アクセスルートは、地震の 影響による周辺斜面の崩壊及び 敷地下斜面のすべりで崩壊土砂 が広範囲に到達することを想定 した上で、可搬型重大事故等対処 設備の運搬に必要な幅員を確保 することにより通行性を確保で きる設計とする。また、不等沈下 等に伴う段差の発生が想定され る箇所においては、段差緩和対策 の実施、迂回又は砕石による段差 箇所の仮復旧により対処する設 計とする。	屋外アクセスルートは、地震の 影響による周辺斜面の崩壊及び 敷地下斜面のすべりで崩壊土砂 が広範囲に到達することを想定 した上で、可搬型重大事故等対処 設備の運搬に必要な幅員を確保 することにより通行性を確保で きる設計とする。また、不等沈下 等に伴う段差の発生が想定され る箇所においては、これらがアク セスルートに影響を及ぼす可能 性がある場合は段差緩和対策の 実施、迂回又は砕石による段差箇	屋外アクセスルートは、地震の 影響による周辺斜面の崩壊及び 敷地下斜面のすべりで崩壊土砂 が広範囲に到達することを想定 した上で、可搬型重大事故等対処 設備の運搬に必要な幅員を確保 することにより通行性を確保で きる設計とする。また、不等沈下 等に伴う段差の発生が想定され る箇所においては、これらがアク セスルートに影響を及ぼす可能 性がある場合は段差緩和対策の 実施、迂回又は砕石による段差箇		同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

	設工認申請書	安水 争 垻 ¿	との対比表 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	⑥t 【54条 109】	所の仮復旧により対処する設計	所の仮復旧により対処する設計		
		<u>とする。</u> ⑥t	とする。②(⑥t 重複)		
	屋外アクセスルートは,自然現	屋外アクセスルートは, 考慮す	屋外アクセスルートは, 考慮す		原子炉冷却系統施設 (共通)
	象のうち, 凍結及び積雪に対し	べき自然現象のうち, 凍結及び積	べき自然現象のうち, 凍結及び積		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	て, 道路については融雪剤を配備	雪に対して,道路については融雪	雪に対して,道路については融雪		
	し,車両については常時スタッド	剤を配備し、車両については常時	剤を配備し、車両については常時		
	レスタイヤを装着することによ	スタッドレスタイヤを装着する	スタッドレスタイヤを装着する		
	り,並びに急勾配の箇所のすべり	ことにより,並びに急勾配の箇所	ことにより,並びに急勾配の箇所		
	止め材配備及びすべり止め舗装	のすべり止め材配備及びすべり	のすべり止め材配備及びすべり		
	を施すことにより通行性を確保	止め舗装を施すことにより通行	止め舗装を施すことにより通行		
	できる設計とする。	<u>性を確保できる設計とする。</u> ⑥u	性を確保できる設計とする。②		
	⑥u 【54条 110】		(⑥u 重複)なお, 融雪剤の配備等		
			については「添付書類十 5.1 重		
			大事故等対策」に示す。		
			大規模な自然災害又は故意に		
			よる大型航空機の衝突その他の		
			テロリズムによる大規模損壊発		
			生時の消火活動等については,		
			「添付書類十 5.2 大規模な自然		
			災害又は故意による大型航空機		
			の衝突その他のテロリズムへの		
			対応における事項」に示す。		
			屋外アクセスルートの地震発		
			生時における,火災の発生防止策		
			(可燃物収納容器の固縛による		
			転倒防止) 及び火災の拡大防止策		
			(大量の可燃物を内包する変圧		
			器の防油堤の設置) については,		
			「火災防護計画」に定める。 ◆		
		_,	_,		
	屋内アクセスルートは、自然現	屋内アクセスルートは、自然現	屋内アクセスルートは,自然現		同上
	象として選定する津波、風(台	象として選定する津波、風(台	象として選定する津波、風(台		
	風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落	風),竜巻,凍結,降水,積雪,落	風),竜巻,凍結,降水,積雪,落		
	雷、火山の影響、生物学的事象、	雷,火山の影響,生物学的事象,	雷,火山の影響,生物学的事象,		
	森林火災及び高潮による影響に	森林火災及び高潮による影響に	森林火災及び高潮による影響に		
	対して,外部からの衝撃による損	対して,外部からの衝撃による損	対して,外部からの衝撃による損		1

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 基 中风 则 一	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V用でフ
	傷の防止が図られた建屋内に確	傷の防止が図られた建屋内に確	傷の防止が図られた建屋内に確		
	保する設計とする。	<u>保する設計とする。</u> ⑥v	保する設計とする。 ② (⑥v 重複)		
	⑥v 【54条 111】				
	屋内アクセスルートは、人為事	また、発電所敷地又はその周辺	,	同趣旨の記載であるが,表現の違	
	象として選定する飛来物(航空機	における発電用原子炉施設の安		いによる差異あり	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	落下),爆発,近隣工場等の火災,	全性を損なわせる原因となるお			
	危険物を搭載した車両, 有毒ガス	それがある事象であって人為に	それがある事象であって人為に		
	及び船舶の衝突に対して、外部か	よるものとして選定する飛来物	よるものとして選定する飛来物		
	らの衝撃による損傷の防止が図	(航空機落下),爆発,近隣工場	(航空機落下),爆発,近隣工場		
	られた建屋内に確保する設計と	等の火災,有毒ガス及び船舶の衝	等の火災,有毒ガス及び船舶の衝		
	する。	突に対して,外部からの衝撃によ	突に対して、外部からの衝撃による場合のはより		
	⑥w 【54 条 112】	る損傷の防止が図られた建屋内	る損傷の防止が図られた建屋内		
		に確保する設計とする。 ⑥w	に確保する設計とする。②(⑥w		
			重複)		
			Physical Daws	-n./#n1 -a nu mb // .	
	屋内アクセスルートの設定に		屋内アクセスルートにおいて	設備設計の明確化	同上
	当たっては、油内包機器による地		は、機器からの溢水に対して適切		
	震随伴火災の影響や、水又は蒸気		な防護具を着用する。		
	内包機器による地震随伴溢水の 影響を考慮するとともに, 迂回路		また,地震時に通行が阻害されないように,アクセスルート上の		
			資機材の固縛, 転倒防止対策及び		
	な配置設計とする。		火災の発生防止対策を実施する。		
	6 【54条 113】		万一通行が阻害される場合は迂		
	0 [54 来 115]		回する又は乗り越える。		
			屋外及び屋内アクセスルート		
			においては、被ばくを考慮した放		
			射線防護具の配備を行い,移動時		
			及び作業時の状況に応じて着用		
			する。また、夜間及び停電時の確		
			実な運搬や移動のため可搬型照		
			明設備を配備する。これらの運用		
			については、「添付書類十5.1重		
			大事故等対策」に示す。		
			7 - 1 BY 4 /4 / 12 4 - 1 9 - 1		
	(2) 試験・検査性	(c-4-2) 試験・検査性	(2) 試験・検査性		
	重大事故等対処設備は, 健全性	重大事故等対処設備は, 健全性	重大事故等対処設備は, 健全性	設備設計の明確化	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

		要求事項。	∶の対比表 └───	l l	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	及び能力を確認するため,発電用	及び能力を確認するため,発電用	及び能力を確認するため,発電用		
	原子炉の運転中又は停止中に必	原子炉の運転中又は停止中に必	原子炉の運転中又は停止中に必		
	要な箇所の保守点検,試験又は検	要な箇所の保守点検、試験又は検	要な箇所の保守点検,試験又は検		
	査を実施できるよう、機能・性能	査を実施できるよう,機能・性能	査を実施できるよう,機能・性能		
	の確認,漏えいの有無の確認,分	の確認,漏えいの有無の確認,分	の確認,漏えいの有無の確認,分		
	解点検等ができる構造とし、その	解点検等ができる構造とする。ま	解点検等ができる構造とする。ま		
	ために必要な配置,空間等を備え	た,接近性を考慮して必要な空間	た,接近性を考慮して必要な空間		
	た設計とする。また、接近性を考	等を備え,構造上接近又は検査が	等を備え,構造上接近又は検査が		
	慮して必要な空間等を備え,構造	困難である箇所を極力少なくす	困難である箇所を極力少なくす		
	上接近又は検査が困難である箇	<u>3.</u> ⑦a	る。��(⑦a 重複)		
	所を極力少なくする。				
	⑦a 【54条 114】				
	重大事故等対処設備は,使用前	 試験及び検査 <u>は,</u> 使用前検査,	試験及び検査は,使用前検査,		原子炉冷却系統施設(共通)
	事業者検査及び定期事業者検査	施設定期検査,定期安全管理検査	施設定期検査,定期安全管理検査		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	の法定検査に加え,保全プログラ	及び溶接安全管理検査の法定検	及び溶接安全管理検査の法定検		
	ムに基づく点検が実施可能な設	査に加え,保全プログラムに基づ	査に加え,保全プログラムに基づ		
	計とする。	く点検が実施可能な設計とする。	く点検が実施可能な設計とする。		
	⑦b 【54 条 115】	⊘ b	②(⑦b 重複)		
	重大事故等対処設備は,原則系			基準要求への適合性を明確化	同上
	統試験及び漏えいの有無の確認			经中女// ○/ № 日 II E 9 J ME II	NT.
	が可能な設計とする。系統試験に				
	ついては、テストラインなどの設				
	備を設置又は必要に応じて準備				
	することで試験可能な設計とす				
	る。また、悪影響防止の観点から				
	他と区分する必要があるもの又				
	は単体で機能・性能を確認するも				
	のは,他の系統と独立して機能・				
	性能確認が可能な設計とする。				
	⑦ 【54条116】				
	発電用原子炉の運転中に待機	 発電用原子炉の運転中に待機	発電用原子炉の運転中に待機	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	** ・ 大熊にある重大事故等対処設備	光電用原子炉の運転中に付機 状態にある重大事故等対処設備	光電用原子炉の運転中に付機 状態にある重大事故等対処設備	回歴目の記載であるか、表現の達 いによる差異あり	IHJ II.
	は、発電用原子炉の運転に大きな	は、発電用原子炉の運転に大きな	状態にある里入事故寺対処設備 は,発電用原子炉の運転に大きな	* でよる左共めり	
	影響を及ぼす場合を除き,運転中	影響を及ぼす場合を除き、運転中	影響を及ぼす場合を除き,運転中		
	影音で区はり物口で味さ, 連転中	<u> 影音で以はり場口を除さ</u> , 連転中	<u>お音で及はり物口で味さ</u> , 連転中		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女小手只	- 47/17/14/		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	に定期的な試験又は検査が実施	に定期的な試験又は検査ができ	に定期的な試験又は検査ができ		
	可能な設計とする。また,多様性	る設計とする。また、多様性又は	る設計とする。また,多様性又は		
	又は多重性を備えた系統及び機	多重性を備えた系統及び機器に	多重性を備えた系統及び機器に		
	器にあっては、各々が独立して試	あっては,各々が独立して試験又	あっては,各々が独立して試験又		
	験又は検査ができる設計とする。	<u>は検査ができる設計とする。</u> 7c	は検査ができる設計とする。②		
	⑦c 【54条 117】		(⑦c 重複)		
	代替電源設備は, 電気系統の重	代替電源設備は, 電気系統の重	代替電源設備は, 電気系統の重		原子炉冷却系統施設 (共通)
	要な部分として,適切な定期試験	要な部分として,適切な定期試験	要な部分として,適切な定期試験		5.1.6 操作性及び試験・検査性
	及び検査が可能な設計とする。	及び検査が可能な設計とする。 ⑦	及び検査が可能な設計とする。		
	⑦d 【54条 118】	d	②(⑦d 重複)		
	構造・強度の確認又は内部構成	構造・強度の確認又は内部構成	構造・強度の確認又は内部構成		同上
	部品の確認が必要な設備は,原則	部品の確認が必要な設備は,原則	部品の確認が必要な設備は,原則		
	として分解・開放(非破壊検査を	として分解・開放(非破壊検査を	として分解・開放(非破壊検査を		
	含む。)が可能な設計とし、機能・	含む。) が可能な設計とし,機能・	含む。) が可能な設計とし,機能・		
	性能確認,各部の経年劣化対策及	性能確認,各部の経年劣化対策及	性能確認,各部の経年劣化対策及		
	び日常点検を考慮することによ	び日常点検を考慮することによ	び日常点検を考慮することによ		
	り,分解・開放が不要なものにつ	り,分解・開放が不要なものにつ	り、分解・開放が不要なものにつ		
	いては外観の確認が可能な設計	いては外観の確認が可能な設計	いては外観の確認が可能な設計		
	とする。	<u>とする。</u> ⑦e	とする。 ② (⑦e 重複)		
	⑦e 【54条 119】				

【第54条 重大事故等対処設備】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	54 条 (重大事故等対処設	供)				
	技術基準の条文,解釈へ					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1)	多様性,位置的分散に関する説明	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	2 三 3 三 3 五 3 七	4 6 7	a, c, e, f, g i, j, k, l, m n, o, p, q, r s, ab, ac, ad af, ag, ah	
2	悪影響防止に関する説明	同上	1 五	3	a, e, f, g, h k, l, m, n, o p, q, ag, ah	
3	共用の禁止に関する説 明	同上	2 =	_	a, e	
4	容量等に関する説明	同上	2 — 3 —	1 5	a, d, f, g, r ad, af, ag, ah	
(5)	環境条件に関する説明	同上	1 一 1 六 3 四	1	a, c, e, f, g i, j, k, l, m n, o, p, q, r s, t, u, v, w x, y, z, aa, ab ac, ad, af, ag ah	
6	操作性に関する説明	同 上	1 二 1 四 3 二 3 六	1	b, c, e, i, j k, l, m, n, o p, q, t, ab, ac ad, ae, ai	
7	試験検査に関する説明	同上	1 三	2	e, i, k, 1, m n, o, p, q, t ag, ah	
2.	設置許可本文のうち、基	本設計方針に記載しないことの考え	.方			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	重大事故等対処設備の 概要	第 59~77 条に対する内容であり, ない。	本条文で	ごは記載し	_	
2	考慮する必要のない自 然現象	立地的要因により影響を除外できる	るため記載	載しない。	_	
3.	3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類	
(1)	重大事故等対処設備の 分類	設置許可で担保されている事項であるため記載しな い。			_	
2>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	か記載した	こい。	_	
\$	考慮する必要のない自 然現象	立地的要因により影響を除外できる	るため記載	載しない。	_	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第54条 重大事故等対処設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

4>	運用	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載し						
		ない。						
	詳細な検討が必要な事項	-the stope of						
No.	書類名							
a	要目表							
b	単線結線図							
С		現象等による損傷の防止に関する説明書						
d	設備別記載事項の設定値							
е		対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書						
f	発電用原子炉施設の火災							
g	発電用原子炉施設の溢水							
h	発電用原子炉施設の蒸気 書	タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明						
i	耐震性に関する説明書							
j	強度に関する説明書							
k	核燃料物質の取扱施設及	び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図						
1	原子炉冷却系統施設に係	る機器の配置を明示した図面及び系統図						
m	計測制御系統施設に係る	機器(計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図						
n	放射線管理施設に係る機	器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図						
0	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図							
р	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図							
q	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図							
r	非常用取水設備の配置を	明示した図面						
S	緊急時対策所の設置場所	を明示した図面及び機能に関する説明書						
t	構造図							
u	原子炉(圧力)容器の脆	性破壊防止に関する説明書						
V	非常用炉心冷却設備その	他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書						
W	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書							
X	中央制御室及び緊急時制	御室の居住性に関する説明書						
У	緊急時対策所の居住性に	関する説明書						
Z	圧力低減設備その他の安	全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書						
aa	燃料系統図							
ab	主要設備の配置の状況を	明示した平面図及び系統図						
	環境測定装置(放射線管	理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した						
ac	図面							
ad	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面							
ae	非常用照明に関する説明	書及び取付箇所を明示した図面						
af	使用済燃料貯蔵槽の温度	、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取						
a1	付箇所を明示した図面並	びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書						
200	計測装置の構成に関する	説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに						
ag	計測範囲及び警報動作範	囲に関する説明書						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第54条 重大事故等対処設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

1 4	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報
ah	動作範囲に関する説明書
ai	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
aj	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
ak	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書